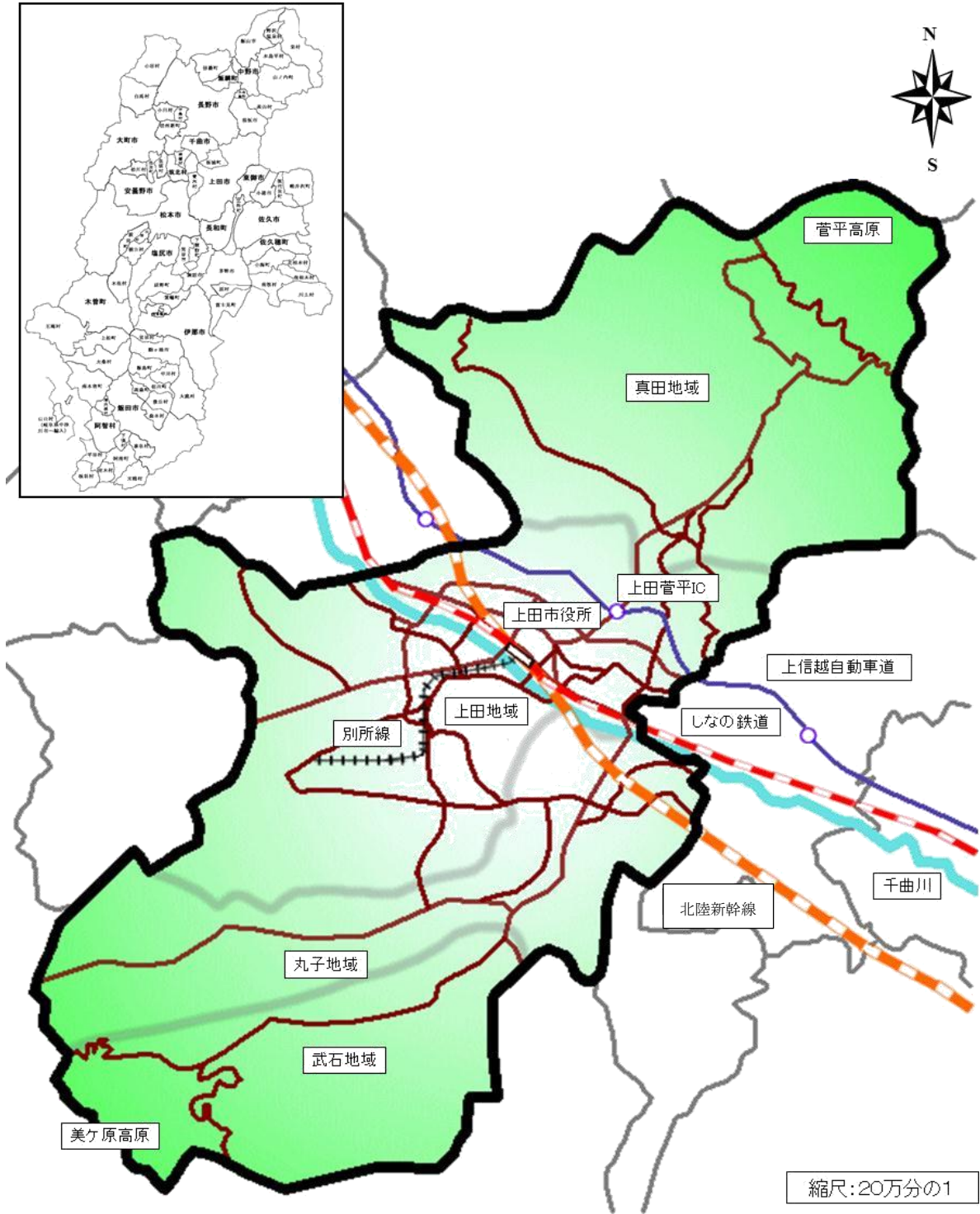


上田市森林整備計画書

計画期間 自 令和 6年4月 1日
至 令和 16年3月 31日

長野県
上田市

上田市位置図



目 次

I 基本的事項	
1 森林整備の現状と課題	6
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	12
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	14
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	15
1 樹種別の立木の標準伐期齢	15
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	15
3 その他	17
第2 造林	18
1 人工造林	18
(1) 対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	19
(1) 対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	22
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	23
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	24
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	24
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	26
3 その他	26
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	27
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	27
(1) 水源かん養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源かん養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	28
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	51
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	51

2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	51
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	52
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	52
第6	森林施業の共同化の促進	52
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	52
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	52
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	53
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	53
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	53
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	53
3	作業路網の整備	54
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
第8	その他	58
1	林業に従事する者の養成及び確保	58
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	58
3	林産物の利用促進に必要な施設の整備	58
III	森林の保護	
第1	鳥獣害の防止	60
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	60
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	60
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	61
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	61
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	62
3	林野火災の予防の方法	62
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	62
IV	森林の保健機能の増進	
1	保健機能森林の区域	63
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	64
V	その他森林の整備に必要な事項	
1	森林経営計画の作成	64
2	生活環境の整備	65
3	森林整備を通じた地域振興	65
4	森林の総合利用の推進	65
5	住民参加による森林の整備	66
6	森林経営管理制度に基づく事業	67
7	その他	67
VI	参考資料	
1	人口及び就業構造	70
2	土地利用	70
3	市町村における林業の位置付け	71

(別紙1) 市町村森林整備計画概要図

(別紙2)

〃

公益的機能別森林区分図

施業種別森林区分図

(別紙 3)	〃	一体整備相当区域区分図
(別紙 4)	〃	木材生産機能森林・効率施業森林・林道

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（上田市役所）

東経 138° 14' 57" 北緯 36° 24' 7" 海拔 456.3m

◇面積

552.04km²（東西31km、南北37km）

◇土地の地目別面積＜令和3年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
31.77 k m ²	36.08 k m ²	35.19 k m ²	285.91 k m ²	31.08 k m ²	132.01 k m ²

◇気象（令和4年中、長野地域気象観測所 ※風速平均は1991～2020年平均：気象庁）

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均
	平均	最高	最低		
964.8 hpa (現地気圧)	12.5 °C	38.8 °C	-10.0 °C	935.0 mm	1.6 m/s

◇地形・地質

上田市は、平成18年3月6日に上田市、丸子町、真田町、武石村が合併して誕生した、人口15万人を擁する長野県東部の都市です。東京から約190km、北陸新幹線で最短79分の距離で結ばれており、長野市からは約40kmの位置にあります。

日本のほぼ中央に位置する上田市は、東西約31km、南北約37kmの広がりを持ち、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている美ヶ原高原などの2,000m級の山々に囲まれています。

佐久盆地から流れ込む千曲川が市の中央部を東西に通過し、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れています。標高400mから800mの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されています。

気候は、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候であり、晴天率が高く、年間の平均降水量が900mm台で全国でも有数の少雨乾燥地帯です。積雪も、山間地を除いた地域では、10cmを超えることは稀です。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

上田市の総面積は55,200haであり、そのうち森林面積は39,694haで総面積の72%を占めています。私有林面積は27,526haであり、アカマツ、カラマツを主体とした私有林の人工林面積は13,741haであり、人工林率50%と県平均（49%）を若干上回っています。

私有林の齢級配置は9齢級（45年生）以上が24,245haで、私有林の90%弱を占めており、主伐を中心とした森林整備を推進して林齢の平準化を進める必要があります。

上田市の森林は、戦後の人工造林によって植林された積極的に林業生産活動を行う必要のある人工林、アカマツ林が多くを占める天然林、さらには、昭和前期に薪炭林として利用されてきた里山林までバラエティーに富んだ林分構成になっています。

近年、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、林業生産のみならず森林の有する公益的機能の発揮が求められることから、市民のニーズに合わせた森林整備が必要とされています。

<上田地域>

北部の太郎山山系は水源かん養保安林が広がり、市民の山としても親しまれています。

近年、周辺山麓では野生動物の出没が多く発生しておりその対策も必要となっています。

西部の川西地区は財産区有林が多く分布し、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ林が広がり、素材生産と共にマツタケなどの特用林産物の生産も盛んです。

東部の神科・豊殿地区は伐期を迎えたカラマツ林が広がり、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、計画的な伐採を推進することが重要です。また広葉樹林も多く野生鳥獣の生息域となっているとともに、市民の森や烏帽子岳に続く登山道なども整備されており、市民が森林と触れ合う場となっています。

上田地域の中央部には国から取得した 327ha の東山市有林があります。これら一帯は、アカマツを中心とした森林が広がっていますが、近年、松くい虫被害等により松林の荒廃が進んでおり、森林の再生を進める必要があります。

上田市自然運動公園に隣接する東山市有林では、平成 28 年度全国植樹祭の植栽会場となり、会場を中心に遊歩道の整備が行われ、周辺のトレッキングコースと合わせて森林のふれあいの場として活用されています。

南部の塩田地区においては、産川の源流である沢山水系の水源地域を中心にヒノキ、スギ、カラマツの造林地が広がり、林業生産活動はもとより、緑のダムとしての森林の水源かん養機能を高めていく必要があります。

また、アカマツ林を中心としたマツタケの産地も点在しています。

<丸子地域>

南西部の西内・東内地区は、急峻な地形のため保安林に指定されている森林も多く、広葉樹林、アカマツ林が広がり、古くからマツタケの生産地となっています。近年はアカマツ林の手入れ不足や松くい虫被害等により生産量が落ち込んできているため、安定した生産を目指した計画的な森林整備などが必要です。

また、鹿教湯温泉上流の内村ダム周辺は優れた景観を有しており、水源かん養機能も有しています。

北部の丸子・長瀬・塩川地区は、アカマツが多くを占めており、松くい虫被害により荒廃が進んでおり、森林の再生を進める必要があります。

また、当地域はゴルフ場をはじめ林間工業団地、別荘地としても活用されています。

<真田地域>

東部及び西部の長・傍陽地区は、昔からカラマツの造林が盛んに行われており、伐期を迎える林分も多く存在しています。

また、林業事業者による小規模な主伐が各所で行われ、主伐後は天然更新で森林施業が計画されていることから、森林の適正な管理を行う必要があります。

菅平・長地区は、上田市東御市真田共有財産組合林が多くを占め、カラマツ、トウヒなどの人工林が広く分布する地域であり、引続き森林の持続的な管理が必要となっています。

また、一部では財産組合有林を地域住民に貸付けていた箇所が伐採後に返還されてきており再造林が必要となっています。

菅平の大洞地区には貴重なブナの原生林が広がっており、適正な管理等も求められています。

南部の本原地区は、上田地域の郊外の住宅地として土地の開発が進んでいる地域であり、住宅地に隣接する森林の活用の検討を進める必要があります。

<武石地域>

沖・鳥屋地区は、アカマツの天然林が多い地域ですが、平成 13 年に松くい虫被害が確

認されて以降激害化が進み、それに伴い特産であるマツタケの生産にも影響が出ており、松林を中心とした森林整備を進める必要があります。

中央部に位置する下武石地区はコナラ、クヌギに代表される広葉樹林と、藤沢、所沢に代表されるアカマツ林に二分される林層で形成されています。

アカマツ天然林については、市内でも有数のマツタケ生産地となっていますが近年、アカマツの老齢化が目立ってきているため、計画的な更新施業が必要となっています。

上武石地区は、アカマツの天然林が非常に多い地区です。特に急峻で奥の深い沢筋が随所に存在している地域であるため、治山、治水上大きな役割を果たしています。そのため今後は、森林機能の向上を図る必要があります。

また、マツタケの生産区域のため松くい虫被害の防止も重要となっています。

下本入地区は、急峻な地形が多くアカマツ、広葉樹の森林が多く、茂沢川の源流部には茂沢国有林が広大な面積を占めています。

また、区域の一部は、長野県林業公社等の分収林となっておりスギ、ヒノキが主体となっています。

西部に位置する上本入地区は、武石川の上流部に位置し、巢栗溪谷、番所ヶ原スキー場等の自然環境を活用した保健休養施設が設置されています。

森林の状況は8齢級以上のカラマツ人工林が広く分布する地域であり今後は計画的な森林施業を推進すべき地区となっています。

また、林道横沢西線付近では林業事業者による小規模な主伐が継続的に行われ、伐採後は天然更新で森林施業が計画されていることから、森林の適正な管理を行う必要があります。

南部の小沢根・余里地区は、古くからヒノキ、スギ等の造林が行われ、生産能力の高い林分が構成されており、他地域に比べ齢級が高いため積極的な森林施業を進める必要があります。

上小管内の4市町村と長野県を加えた5団体で平成28年4月27日に上小森林認証協議会を設立し、公有林を中心にSGEC（エスジェック）の森林認証を取得しました。引続き令和3年には信州上小森林組合を加えた6団体で第2期の森林認証を取得しました。

この森林認証を取得した上田市管内の森林は

- ・ 殿城、東山、夫神岳等の里山や丸子・武石地域に広がる上田市有林 2,635.63ha
 - ・ 菅平ダムの水源地域に広がる上田市東御市真田共有財産組合有林 1,574.49ha
 - ・ 武石地域の広がる武石財産区有林 1,246.98ha
 - ・ 塩田地区、武石地区の長野県営林 540.59ha
 - ・ 武石余里地籍の信州上小森林組合林 8.63ha
- 合計 6,006.32ha

森林認証林の基本方針は

- ① 恒久的な森林を守り・育てる地域の環境保全地域の安心・安全に資する。
- ② 地域の森林・林業の模範となる森林管理により、林業再生、地域振興に資する。
- ③ 地域資源の循環利用
- ④ 地域教育・環境学習・憩いの場として、地域住民の文化保健休養に資する。

となっており、持続可能な森林管理を行い健全な森林の形成を行っていきます。

私有林では、1ha以下の森林所有者が全体の75%を占め、小規模分散型となっており、面的な森林整備が進まない状況のため、団体有林等を中核とした森林経営計画等により森林整備を進める必要があります。

また、近年徐々に松くい虫被害が減少傾向となっていますが、未だ他地域に比べて高水準で推移しているため、引き続き伐倒くん蒸処理、樹幹注入、樹種転換等による被害の減少に努めていきます。

【民有林の人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積千m³

森林資源量	人工林			天然生林			合計			
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
面積	13,471	270	13,741	2,730	10,096	12,826	16,201	10,366	959	27,526
蓄積	4,206.070	18.160	4,224.230	693.351	1,112.289	1,805.640	4,899.421	1,130.449	37.681	6,067.551

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

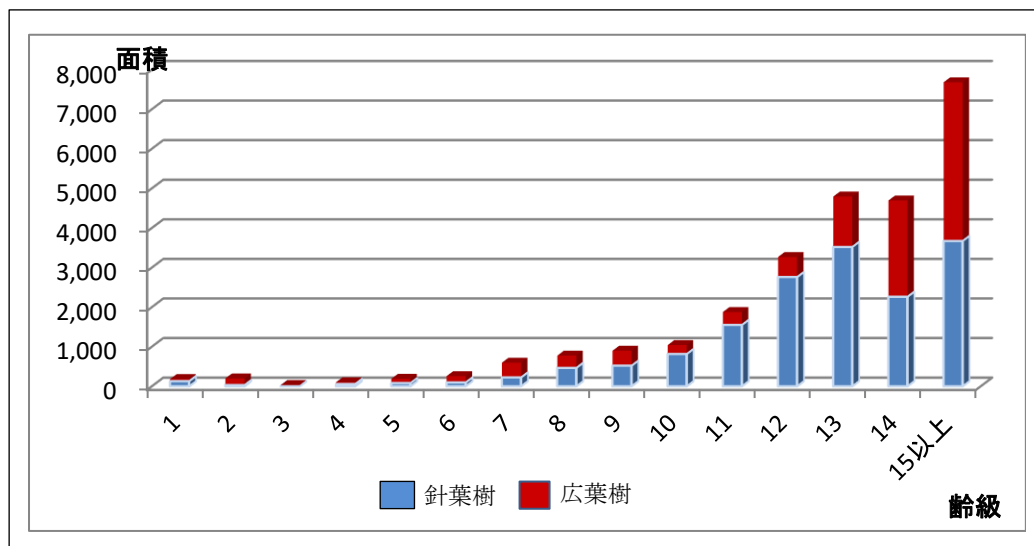
民有林の人工林割合 面積 49.9% 蓄積 69.6%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)		蓄積 (m ³)	
		比率		比率
アカマツ	5,813	21.9%	1,383,744	22.9%
カラマツ	7,690	28.9%	2,543,340	42.2%
スギ	1,373	5.2%	606,710	10.1%
ヒノキ	1,180	4.4%	326,362	5.4%
その他針	145	0.5%	39,265	0.7%
広葉樹	10,366	39.0%	1,130,449	18.7%
計	26,567	100%	6,029,870	100%

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

当地域の民有林面積のうち、公有林が約34%、私有林が約66%となっています。

私有林のその他の主なものは、共有林986.25ha、社寺有林800.68ha、会社有林740.79haとなっています。また、個人有林の所有規模は一戸当たり1.10haとなっており、県平均の1.7ha、千曲川上流の平均1.2haよりも少ない状況となっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
			割合		割合
公有林	県	634 ha	2.3 %	169,870 m ³	2.8 %
	市町村	6,033 ha	21.9 %	1,528,420 m ³	25.2 %
	財産区	2,745 ha	10.0 %	654,551 m ³	10.8 %
	計	9,412 ha	34.2 %	2,352,841 m ³	38.8 %
私有林	集落有林	2,839 ha	10.3 %	557,652 m ³	9.2 %
	団体有林	2,730 ha	9.9 %	520,218 m ³	8.6 %
	個人有林	9,403 ha	34.2 %	2,049,682 m ³	33.8 %
	その他	3,142 ha	11.4 %	587,158 m ³	9.7 %
	計	18,114 ha	65.8 %	3,714,710 m ³	61.2 %
合計		27,526 ha	100 %	6,067,551 m ³	100 %

③ 林業労働力の現状

当地域の林業事業者数は17者で従業員数は112人となっています。

その内、従業員数77人を占める森林組合が従業員数の69%を占めており、大きな担い手となっています。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数(人)		備考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	77	51	信州上小森林組合
生産森林組合	6	0	0	
素材生産業	10	35	35	
製材業				
合計	17	112	86	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機械名	森林組合	会社	個人	その他	計
グラップルバケット	1				1
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ	1				1
グラップルソー					
ハーベスタ	4	1			5
フォワーダ	4	2			6
タワーヤーダ					
スイングヤーダ		1			1
合計	10	4			14

④ 林内路網の整備状況

林道の令和5年末の開設総延長は、238.2km、林道密度は、8.8m/haとなっており、県平均の7.1m/haより多いものの千曲川上流の平均9.7m/haより少ない状況となっています。

【路網整備状況(令和4年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		密 度	
			うち舗装		
基幹路網	公 道	146.6 km	146.6 km	5.32 m/ha	
	林 道	136 路線	238.2 km	55.2 km	8.65 m/ha
	林業専用道	路線	— km	— km	— m/ha
	計		384.8 km	201.8 km	13.97 m/ha
森林作業道	104 路線	98.9 km	km	3.59 m/ha	
合計	240 路線	483.7 km	201.8 km	17.56 m/ha	

⑤ 保安林の配備の実施状況

令和5年9月1日現在の保安林配備状況は、7,879.55haとなっていますが、重複分を除くと7,657.85haとなり、民有林に占める割合は27.8%となっています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	保安林全体に占める割合
水源かん養保安林	6,294.83 ha	79.9 %
土砂流出防備保安林	1,322.26 ha	16.8 %
土砂崩壊防備保安林	20.64 ha	0.3 %
水害防備保安林	2.47 ha	0.1 %
干害防備保安林	194.47 ha	2.5 %
落石防止保安林	9.58 ha	0.1 %
保健保安林	25.53 ha	0.3 %
風致保安林	9.77 ha	0.1 %
合 計	7,879.55 ha	100 %

(3) 森林・林業の課題

当市は有数の松くい虫被害地となっており、長年、伐倒くん蒸処理、樹幹注入による予防等の防除対策事業を実施して来た結果、減少傾向で推移して来ていますが、他地域に比較して高水準となっています。

今後は早期の被害の減少に向け継続した防除対策の推進とともに、松くい虫に汚染される前にアカマツ材の有効利用を図り、他の樹種への転換する樹種転換事業や景観等に考慮して激害地の白骨化した松と健全な松も併せて処理する枯損木利活用事業等を導入して被害の鎮静化に向けて進めていきます。

また、健全なアカマツ林の造成のため「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」を考慮しつつ、アカマツ林の森林施業も積極的に推進することも必要となっています。

森林の齢級別では、1 齢級から 5 齢級までの若齢級は 697.87ha と非常に少なく、全体の 2.7% に過ぎない状況であり、今後は齢級の平準化のためにも高齢級林の主伐を推進していく必要があります。

鳥獣による農林業被害は、近年大幅な増加が見られないものの、被害は依然高止まり傾向となっています。林業被害は幼齢林が主であり、森林の成林化のためにも対策が必要となっています。加えてツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカが森林から農地や住宅街等へ出没して来ており人への被害が危惧されてきています。

そのために、侵入防止柵の設置や森林からの侵入を防止するための緩衝帯整備などの森林整備も必要となって来ています。

近年、地球の温暖化などからゲリラ的な豪雨など突発的な大雨が多く発生しており、市民生活の安全を守るためにも、山地災害を防ぐための森林整備や治山事業の必要性が増しています。

さらに、地域の恵まれた自然との共存、良好な自然環境の維持・創出を進め、森林・里山の整備と森林資源の活用を進めていくことにより、第 2 次上田市総合計画の基本である「ひと笑顔あふれる 輝く未来につながる 健幸都市」を目指していきます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿とその目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方と施業方法は、千曲川上流地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即することとします。

具体的には、以下のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

特に、当地域の課題である松くい虫被害の減少、林齢の平準化に伴う再造林化、農林業の鳥獣害被害等の課題解決に向けて、上田地域振興局、関係機関、地域住民との連携を密にして問題解決に向けて進めていきます。

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

地域ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法等について
<上田地域>

- ① 太郎山山系は水源かん養保安林が広がっており崩壊や土石流発生の恐れがある危険箇所では治山事業等を導入して地域住民の安全を図り、併せて保育事業を通じて森林の公益的機能の向上を推進します。

市民に親しまれている太郎山、砥石米山城周辺では自然・景観・環境保全に考慮した森林整備を推進します。

また、住宅地に隣接している里山については、地域住民と一体となった森林整備を通じて、野生動物の出没しにくい里山を目指します。

- ② 川西地区は、人工林資源の活用を図るため各種補助事業等を活用し、森林組合等の計画的かつ効率的な森林整備を積極的に支援していきます。

- ③ 神科・豊殿地区の一部では、林齢の平準化のために高齢林を主伐し再造林するなど森林の更新が行われています。

一方、里山では、手入れの遅れが目立っている森林が多く、野生動物の出没の原因となっているため、森林所有者をはじめ地域住民の協力・森林ボランティアの活用等による住民参加の里山林整備を積極的に推進します。

上田市市民の森、烏帽子岳山麓、山城跡地等では、広葉樹の育成、遊歩道等の施設整備を促進し、生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を図ります。

- ④ 東山地区においては、松くい被害等により里山の荒廃が目立ってきているため、森林所有者をはじめ地域住民・森林ボランティア等と協力して森林の再生を目指す里山森林整備を推進します。

全国植樹祭の会場付近では広葉樹の育成、歩道等の施設整備を促進し、森林とのふれあいの場としての機能強化を目指します。

また、松くい虫被害が激害化している箇所においては、各種事業を導入して森林の再生を進めます。

- ⑤ 塩田地区の森林は、市の穀倉地帯である塩田平の農業用水の水源となっています。特に沢山地区の森林については産川の源流に当たるため、各種補助事業を計画的に導入して、水源かん養機能をさらに高めるための整備を推進します。

また、里山については、地域住民と一体となって竹林・松くい虫対策及びマツタケ山の再生などの森林整備を通じて、健全な里山としての活用を目指します。

<丸子地域>

- ① 西内・東内地区においては、公益的機能の高い森林をめざすため、保水力の高い森林への導入や治山事業等により機能の拡充強化を図ります。

また、鹿教湯周辺の森林においては、森林とのふれあいの場を提供するため、森林整備の促進及び歩道等の充実を図っていきます。

さらに、松林の再生のためマツタケの発生環境整備や抵抗性の高いアカマツの苗木配布など増産に向けて地域の活性化を促します。

- ② 丸子・長瀬・塩川地区においては、木材の利用促進を図り、松くい虫被害防止も兼ねた更新伐の実施や各種事業などを利用して森林整備を推進します。

<真田地域>

- ① 真田町長・傍陽地区においては、成熟しつつあるカラマツ人工林資源を活用するため、森林経営計画などを樹立し計画的・集中的に森林整備を推進します。

また、小規模な主伐が行われた箇所については、経過観察を行い適正な森林経営が図られるよう指導します。

- ② 菅平地区については、高齢化した森林の林齢の平準化を図るため、更新伐等による主伐再造林等を進めていきます。

また、貸付地の返還地については、経過観察を行い持続的な森林経営が図られるよう指導します。

菅平ダム上流域のブナ原生林については、専門家の意見を取り入れ保全に努めます。

- ③ 本原地区に隣接する山崎・雁石地区や周辺の山城跡においては、森林とのふれあいの場を提供する場所として環境・景観配慮した森林整備を進めていきます。

<武石地域>

- ① 武石沖、鳥屋地区は、松くい虫被害対策については、樹種転換事業やまつたけ発生地周辺でのアカマツ林の更新施業等を進め、森林の機能向上と特産物であるマツタケの増産を目指した森林整備を進めます。

里山についても、手入れ不足が目立っており、森林所有者を始め地域住民の参加のもと積極的に里山の森林整備を行い、健全な森林の育成を目指していきます。

- ② 下武石地区は、水土保持の機能を確保するため、地理的及び土壌的条件を考慮しながら施業を進めます。
アカマツ林については、松くい虫被害が進行しつつあるため、伐倒処理、樹種転換、樹幹注入等により被害拡大の防止を進め、特に老齢化が目立つ林分は抜き伐り、植栽等により更新を図ります。
また、広葉樹林は天然更新等を行い、シイタケ原木等の生産を進めていきます。
- ③ 上武石地区においては、急傾斜地の沢が多いことから水土保持機能等の森林の機能向上目指した林分改良・保育等に重点を置き、手入れの行き届かないアカマツ林については、補助事業等を導入して林相改良等を進めます。
松くい虫被害の防止については、伐倒処理、樹種転換、樹幹注入等により被害拡大の防止を進めます。
また、特に老齢化が目立つ林分は抜き伐り、植栽等により更新を図ります。
- ④ 下本入地区は、上武石地区同様な施業を行い、森林機能向上、補助事業の導入、松くい虫被害の防止等に努めていきます。
- ⑤ 上本入地区は、カラマツの人工林率が非常に高い地域であり、特に間伐が急務な8齢級以上の林齢がほとんどを占めていることから、計画的な間伐や必要に応じて林齢の平準化を進めるための主伐等を実施していきます。
巢栗地区は、巢栗溪谷などの自然景観に優れた景勝地を有するため、これを生かした広葉樹林の育成を図るとともに、自然とのふれあいを目的とする森林の活用を推進し、広く一般住民に親しまれる森林を目指していきます。
また、唐沢地域においては、地域住民参加のもと、間伐と併せて林床の整理や沢沿いの歩道等の整備を進め、地域の模範となる森林整備を実施していきます。
小規模な主伐が行われている横沢地区では、経過観察を行い適正な森林経営が図られるよう指導します。
- ⑥ 小沢根地区は、積極的な造林により育まれたヒノキ、スギ等の人工林が多く、生産能力の高い林分を構成しています。今後、水土保持を維持するために必要な間伐はもとより、主伐期を睨んだ複層林施業及び長伐期施業を推進し、公益的機能向上と大径材生産を兼ね備えた森林整備を図る必要があります。
また、高齢化した森林については、林齢の平準化を図るための主伐等を進めていきます。
余里地区は、小沢根地区同様、スギ・ヒノキを中心とした造林が進んだ地域で、水道水源となっているため、今後は複層林や長伐期施業を推進し、水源かん養等公益機能の向上を図ります。
また、必要に応じて林齢の平準化を進めるための主伐等を進め、計画的な資源循環と木材利用を推進し、生産能力の高い森林の育成を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東信森林管理署、上田地域振興局、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	主伐のうち、択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査に当たり必要がある場合は、上田地域振興局の林業普及指導員等(以下、林業普及指導員という。)の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木）の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、右表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

また、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の選定に努めるとともに、適切な再造林を図っていくため、森林施業の合理化や省力化等の観点から一貫作業システムや低密度植栽の導入を推進します。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本 / ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定してください。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整してください。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地 拵 え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること
植 付 け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグツミネバリ (ミズナ) (カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
クマシデ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシヤブシ (カバノキ科)	アカシデ (カバノキ科)	ヒメヤシヤブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	コバノヤマハンノキ (カバノキ科)
コナラ (ブナ科)	ブナ (ブナ科)	ミヤマヤシヤブシ (カバノキ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ハリギリ (ウコギ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)
ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)	シナノキ (シナノキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
チョウセンゴヨウ (マツ科)	キタゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数 (参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径 (参考)
		根元直径	平均ぼう芽本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm

※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
補助作業 天然更新	地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新 補助作業	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植 込 み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

また、必要な場合は、林業普及指導員の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区 (調査プロット) の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPS等を利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 天然更新の完了判定基準

区 分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚 樹 高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

② 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)または植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

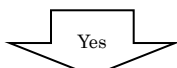
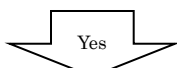
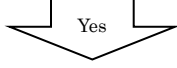
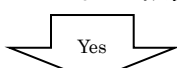
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

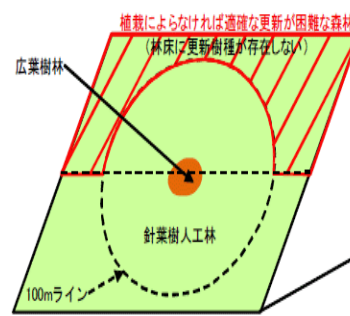
また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあること

から、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋
 ○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

- 1 現況が針葉樹人工林である

- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
 (堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)

- 3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない

- 4 林床に更新樹種が存在しない
 - ・ 過密状態にある森林
 - ・ シカ等による食害が激しい森林
 - ・ ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成
立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※ 上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行います。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～7月上旬 (2回目) 7月下旬 ～8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要 な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3 月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬 ～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に 応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源かん養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区 域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源かん養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機 能 区 分	設 定 基 準	設 定 区 域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	



間伐前



間伐後

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2ろ、2は、6い、7ろ、8い、8ろ、8は、8に、8ほ、8へ、9ろ、9は、10は、10に、11い、11ろ、11は、11に、12い、12ろ、12は、12に、12ほ、15い、16ろ、16は、16に、17い、17ろ、18い、18ろ、18は、19い、19ろ、19は、19ほ、20い、20ろ、20は、20に、20ほ、20へ、21い、21ろ、21は、21に、21ほ、21へ、28ろ、28は、28に、28ほ、29い、29ろ、29は、31い、31ろ、31は、31に、31ほ、37い、38ろ、39い、39ろ、39は、40い、40は、42ろ、44い、44は、44に、54い、54ろ、54は、55ろ、55は、56い、56ろ、57ろ、57は、57に、58い、58ろ、58は、58に、58ほ、59い、59ろ、59は、59に、59ほ、60い、60ろ、60は、61い、61ろ、61は、61に、62は、72い、72ろ、72は、72ほ、72へ、73い、73は、73に、74に、74ほ、74へ、75ろ、75は、76い、76ろ、76は、76ほ、77は、78い、79い、79に、80い、80ろ、80は、81い、81ろ、82い、82ろ、82は、83い、83ろ、83は、83に、83ほ、83へ、83と、83ち、84い、84ろ、85い、85ろ、86い、86ろ、86は、86に、86ほ、87い、87ろ、88い、89い、89ろ、89は、89に、90い、90ろ、90は、90に、91い、91ろ、91は、91に、91ほ、91へ、92い、92ろ、92は、92に、93い、93ろ、93は、93に、93ほ、94い、94ろ、94は、94に、95い、95ろ、95は、106ほ、107い、107ろ、107は、109い、109ろ、109ほ、109へ、112ほ、113い、113は、113ほ、114い、114に、115に、116に、117ろ、117は、117に、117ほ、117へ、118は、118に、119ろ、119は、119ほ、120ほ、120と、121に、121ち、122ほ、123い、123ろ、123は、123に、123ほ、123へ、123と、123ち、123り、124い、124ろ、124は、126は、127い、127ろ、127は、127に、127ほ、128い、128ろ、128は、128に、128ほ、128へ、130い、130ろ、130は、131い、131ろ、131は、131に、133い、133ろ、133は、133に、133ほ、133へ、134い、134ろ、134は、134に、134ほ、135い、135ろ、135は、135に、135ほ、138い、138ろ、138は、138に、138ほ、139ろ、139は、139ほ、139へ、140は、140に、140へ、141は、141に、142い、142ろ、142は、142に、142ほ、142へ、142と、145い、145ろ、146ほ、147に、148い、	16,805.04

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	149 ろ、149 は、149 に、149 ほ、149 へ、149 と、149 ち、150 ろ、150 は、150 に、150 へ、150 と、150 ち、150 り、156 い、156 ろ、156 は、158 い、159 い、161 い、1001 い、1001 ろ、1001 は、1001 に、1001 ほ、1001 へ、1001 と、1002 い、1003 は、1003 に、1004 は、1004 に、1005 ろ、1005 は、1006 い、1008 い、1008 ろ、1009 ろ、1010 い、1010 ろ、1011 い、1011 ろ、1011 に、1012 い、1012 ろ、1012 は、1014 は、1015 い、1015 ろ、1015 は、1015 に、1015 ほ、1015 へ、1016 は、1016 に、1016 ほ、1016 へ、1016 と、1017 い、1017 に、1017 ほ、1018 い、1018 ろ、1018 は、1018 に、1019 い、1019 ろ、1019 は、1019 に、1019 ほ、1019 へ、1020 い、1020 ろ、1020 は、1020 に、1021 は、1022 い、1022 ろ、1022 は、1022 に、1022 ほ、1022 へ、1023 い、1023 ろ、1023 は、1023 に、1023 ほ、1024 い、1024 ろ、1024 は、1024 に、1024 ほ、1024 へ、1025 い、1025 ろ、1025 は、1025 に、1025 ほ、1026 い、1026 ろ、1026 は、1026 に、1026 ほ、1027 い、1027 ろ、1027 は、1027 に、1027 ほ、1028 い、1028 ろ、1028 は、1028 に、1029 い、1029 ろ、1029 へ、1029 と、1030 ろ、1030 は、1030 に、1030 ほ、1031 い、1031 ろ、1031 に、1031 ほ、1032 い、1032 ろ、1032 は、1033 い、1033 ろ、1033 は、1034 い、1034 ろ、1034 は、1035 い、1035 ろ、1035 は、1036 い、1036 ろ、1036 は、1037 い、1037 ろ、1037 は、1037 に、1038 い、1038 ろ、1038 ほ、1039 い、1039 ろ、1039 は、1039 に、1039 ほ、1039 へ、1039 と、1039 ち、1039 り、1039 ぬ、1040 い、1040 ろ、1040 は、1040 に、1041 へ、1041 と、1041 ち、1041 り、1041 ぬ、1041 ろ、1042 い、1042 ろ、1042 は、1042 に、1047 は、1047 ほ、1047 へ、1048 は、1048 に、1048 ほ、1048 へ、1048 と、1048 ち、1049 い、1049 ろ、1049 ほ、1050 い、1050 ろ、1050 に、1050 ほ、1050 へ、1051 い、1051 ろ、1051 は、1051 に、1051 ほ、1051 へ、1051 と、1051 ち、1052 い、1052 ろ、1053 い、1053 ろ、1053 に、1053 ほ、1056 と、1057 い、1057 ろ、1057 に、1057 ほ、1057 へ、1087 い、1087 ろ、1087 は、1087 に、1087 ほ、1087 へ、1088 い、1088 ろ、1088 は、1089 い、1089 ろ、1089 は、1089 に、1089 ほ、2001 い、2001 ろ、2001 は、2002 ろ、2002 に、2002 ほ、2003 い、2003 は、2003 に、2003 ほ、2003 へ、2004 い、2004 ろ、2004 は、2004 に、	

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2005い、2005ろ、2005は、2005に、2005ほ、2005へ、2006い、2006ろ、2006は、2006に、2006ほ、2006へ、2007い、2007ろ、2007は、2007に、2007ほ、2007へ、2008い、2008は、2008に、2008ほ、2008へ、2008ち、2009は、2009に、2009ほ、2009へ、2010ろ、2010に、2011い、2011ろ、2011は、2011に、2011ほ、2011へ、2011と、2011ち、2012い、2012ろ、2012は、2012に、2013い、2013ろ、2013は、2013に、2014い、2014ろ、2014は、2014に、2014ほ、2014と、2014ち、2014り、2014ぬ、2015い、2015ろ、2015は、2015に、2015ほ、2016い、2016は、2016ほ、2016へ、2016と、2017い、2017ろ、2017は、2018い、2018は、2018に、2019い、2019ろ、2019は、2019に、2019ほ、2019へ、2020い、2020ろ、2020は、2020に、2020ほ、2020へ、2021い、2021ろ、2021は、2021に、2021ほ、2022い、2022は、2022に、2022ほ、2023い、2023ろ、2023は、2023に、2023ほ、2024い、2024ろ、2024は、2024に、2024ほ、2025い、2025ろ、2025は、2025ほ、2025へ、2026い、2026は、2026に、2026ほ、2026へ、2026と、2027い、2027ろ、2027は、2028い、2028ろ、2028は、2028に、2029い、2029ろ、2029は、2029に、2030い、2030ろ、2030は、2030に、2030ほ、2031い、2031ろ、2031は、2031に、2031ほ、2031へ、2031と、2032い、2032ろ、2032は、2032に、2032ほ、2032へ、2032と、2033い、2033ろ、2033は、2033に、2033ほ、2033へ、2033と、2034い、2034ろ、2034は、2034に、2034ほ、2034へ、2035い、2035ろ、2035は、2035に、2035ほ、2035へ、2035と、2035ち、2036い、2036ろ、2036は、2036に、2036ほ、2037ろ、2037は、2037ほ、2037へ、2037ち、2038い、2038ろ、2038は、2038に、2038ほ、2039い、2039ろ、2039は、2039に、2039ほ、2040い、2040ろ、2040は、2040に、2040ほ、2040へ、2041い、2041ろ、2041は、2041に、2042は、2042に、2042ほ、2042へ、2043い、2043ろ、2043は、2043に、2044い、2044ろ、2044に、2045い、2045ろ、2045は、2045に、2046い、2047い、2047ろ、2048い、2048は、2049い、2049ろ、2049は、2049ほ、2050い、2051い、2051ろ、2051は、2051に、2052い、2052ろ、2052は、2053い、2053ろ、2053は、2054い、2054ろ、2054は、2054に、2054へ、	

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2055い、2055ろ、2055は、2055に、2055ほ、2055へ、2056い、2056ろ、2056は、2057い、2057ろ、2058い、2059い、2059ろ、2059は、2060い、2060ろ、2060は、2061い、2061ろ、2061は、2062い、2062ろ、2063い、2063は、2063に、2064い、2064ろ、2064は、2064に、2065い、2065ろ、2066い、2066ろ、2066は、2067い、2069い、2070い、2070ろ、2070は、2070に、2071い、2071ろ、2072い、2072ろ、2072は、2072に、2072ほ、2072へ、2073い、2073ろ、2074い、2074ろ、2074は、2074に、2075い、2075ろ、2075は、2076い、2076ろ、2076は、2077い、2077ろ、2077は、2078い、2078ろ、2078は、2078に、2079い、2079ろ、2080い、2080ろ、2080は、2080に、2080ほ、2081い、2081ろ、2081は、2081に、2081ほ、2082い、2082ろ、2083い、2083ろ、2083は、2083に、2086い、2086ろ、2087い、2087ろ、2087は、2087に、2087ほ、2087へ、2088い、2088ろ、2088は、2088に、2088ほ、2088へ、2090い、2090ろ、2091い、2091ろ、2091は、2092い、2092ろ、2092は、2092に、2093い、2093ろ、2093は、2094い、2096い、2096ろ、2097い、2097ろ、2098い、2099い、2099ろ、2101い、2101ろ、2102い、2102ろ、2104い、2104ろ、2105い、2106い、2107い、2108い、2108ろ、2109い、2109ろ、2110い、2110ろ、2111い、2112い、2112ろ、2112は、2113い、2113ろ、2113は、2115い、2116い、2116ろ、2117い、2117ろ、2118い、2118ろ、2119い、2119ろ、2122い、2122ろ、2123い、2123に、2124い、2124ろ、2124は、2124に、2125い、2125は、2125に、2126い、2127い、2128い、2129い、2129ろ、2130い、2130ろ、2130は、2132い、2134い、2135い、2135ろ、2135は、2136い、2136ろ、2137い、2138い、2139い、2139ろ、2139は、2141い、2141ろ、2141は、2143い、2143ろ、2143は、2143に、2144い、2144ろ、2145い、2145ろ、2145は、2146い、2146ろ、2146は、2146に、2147い、2147ろ、2147は、2148い、2149い、2151い、2152い、2152ろ、2152は、2153い、3006ろ、3006は、3007い、3007ろ、3007ほ、3008は、3009い、3009ろ、3012ろ、3012は、3012に、3014い、3014ろ、3017い、3017ろ、3018い、3019い、3019ろ、3020ろ、3020は、3021い、3022い、3022ろ、3022は、3022に、	

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	3023 い、3023 ろ、3023 は、3023 に、3023 ほ、3024 い、3024 ろ、3024 は、3024 に、3026 い、3026 ろ、3026 は、3027 い、3027 ろ、3029 い、3029 ろ、3029 は、3029 に、3030 い、3030 は、3030 に、3031 い、3031 ろ、3031 は、3031 に、3032 い、3034 ろ、3035 ろ、3036 ろ、3036 は、3036 に、3038 ろ、3039 い、3039 ろ、3039 に、3040 い、3040 ろ、3040 は、3041 い、3041 ろ、3041 は、3042 い、3042 ろ、3043 い、3043 ろ、3043 は、3044 い、3045 い、3045 ろ、3046 い、3046 ろ、3046 は、3053 い、3053 ろ、3053 は、3053 に、3053 ほ、3054 い、3054 ろ、3054 は、3055 い、3055 ろ、3055 は、3055 に、3056 い、3056 ろ、3056 は、3056 に、3057 い、3057 ろ、3057 は、3057 に、3057 ほ、3058 は、3059 い、3059 ろ、3059 に、3060 ろ、3060 は、3060 に、3060 ほ、3061 い、3061 ろ、3061 は、3062 い、3062 ろ、3062 は、3062 に、3064 い、3064 ろ、3064 は、3064 に、3064 ほ、3064 へ、3065 い、3065 ろ、3065 は、3065 に、3066 い、3066 ろ、3066 に、3067 い、3067 ろ、3067 は、3068 い、3068 ろ、3068 は、3069 い、3069 に、3070 い、3070 ろ、3070 は、3070 に、3072 い、3072 ろ、3076 ろ、3076 に、3076 ほ、3077 い、3078 ろ、3078 は、3078 に、3082 い、3082 ろ、3082 は、3082 に、3084 い、3084 ろ、3084 は、3084 に、3084 ほ、3084 へ、3084 と、3085 い、3088 い、3088 ろ、3088 は、3089 い、3089 ろ、3090 い、3090 ろ、3090 は、3091 い、3091 ろ、3092 い、3092 ろ、3093 い、3094 い、3094 は、3094 に、3094 ほ、3095 い、3095 ろ、3096 い、3096 ろ、3096 は、3098 ろ、3099 い、3099 ろ、3099 は、3101 い、3102 い、3102 ろ、3102 は、3102 に、3103 い、3103 ろ、3103 は、3104 い、3104 ろ、3104 は、3104 に、3105 ろ、3105 は、3106 い、3106 ろ、3106 に、3107 い、3107 ろ、3107 は、3107 に、3108 い、3109 い、3109 ろ、3109 は、3110 い、3110 ろ、3110 は、3110 に、3111 い、3111 ろ、3111 は、3112 い、3112 ろ、3112 は、3112 に、3112 ほ、3112 へ、3113 い、3113 ろ、3113 は、3114 い、3114 ろ、3114 は、3114 に、3114 ほ、3115 い	

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	1に、2い、6ろ、6は、6に、6ほ、7い、7は、9い、10い、10ろ、15ろ、16い、19に、23ろ、28い、29に、30い、30は、30に、37ろ、37は、37に、38い、38は、38に、40ろ、41い、41ろ、42い、62い、62ろ、63ろ、74い、74ろ、74は、75い、75に、76に、77い、77ろ、77に、79ろ、79は、81は、82に、93へ、93と、95に、108い、108ろ、109は、109に、111に、112い、112ろ、112は、112に、113ろ、113に、114ろ、114は、115い、115ろ、115は、115ほ、115へ、115と、115ち、116い、116ろ、116は、117い、118い、118ろ、118ほ、119い、119に、120い、120ろ、120は、120に、120へ、120ち、120り、121い、121ろ、121は、121ほ、121へ、121と、122い、122ろ、122は、122に、122へ、122と、123ぬ、123る、124に、124ほ、124へ、124と、124ち、126ろ、139い、139に、140い、140ろ、140ほ、141い、141ろ、145は、145に、145ほ、146い、146ろ、146は、146に、147い、147ろ、147は、147ほ、148ろ、148は、148に、149い、150い、150ほ、156ほ、156へ、157い、157ろ、160い、160ろ、162い、1002ろ、1002は、1002に、1003い、1003ろ、1004い、1004ろ、1005い、1006ろ、1007い、1007ろ、1007は、1008は、1008に、1009い、1010は、1011は、1013い、1013ろ、1013は、1013に、1014い、1014ろ、1014に、1014ほ、1016い、1016ろ、1017ろ、1017は、1021い、1021ろ、1029は、1029に、1029ほ、1030い、1031は、1032に、1038は、1038に、1040ほ、1041い、1041ろ、1041は、1041に、1041ほ、1047い、1047ろ、1047に、1048い、1048ろ、1049は、1049に、1050は、1052は、1052に、1052ほ、1053は、1053へ、2002い、2002は、2008ろ、2008と、2010い、2010は、2014へ、2016ろ、2016に、2017に、2017ほ、2018ろ、2022ろ、2025に、2037い、2037に、2037と、2042い、2042ろ、2044は、2044ほ、2044へ、2046ろ、2046は、2048ろ、2049に、2049へ、2063ろ、2068い、2084い、2095い、2098ろ、2100い、2100ろ、2103い、2103ろ、2103は、2104は、2114い、2114ろ、2120い、2121い、2121ろ、2132ろ、2133い、2133ろ、2138ろ、2140い、2142い、2150い、2150ろ、2150は、2150に、2150ほ、3006い、3007は、3007に、3008い、3008ろ、	5,418.03

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	3009は、3009に、3013い、3018ろ、3020い、3021ろ、3025い、3025ろ、3025は、3028い、3028ろ、3028は、3030ろ、3033い、3033ろ、3033は、3034い、3035い、3035は、3036い、3037い、3037ろ、3037は、3037に、3038い、3038は、3039は、3044ろ、3052い、3052ろ、3052は、3052に、3058い、3058ろ、3059は、3060い、3063い、3063ろ、3066は、3066ほ、3066へ、3067に、3068に、3069ろ、3069は、3071い、3071ろ、3071は、3072は、3073い、3074い、3075い、3076い、3076は、3077ろ、3077は、3078い、3078ほ、3079い、3079ろ、3079は、3079に、3080い、3080ろ、3083い、3083ろ、3086い、3087い、3087ろ、3087は、3087に、3087ほ、3087へ、3087と、3091は、3091に、3091ほ、3094ろ、3097い、3097ろ、3097は、3097に、3098い、3105い、3105に、3105ほ、3105へ、3106は、3109に、3114へ	
	複層林施業を推進すべき森林	43い、43ろ、44ろ、45い、45ろ、46い、46ろ、47い、47ろ、47は、48い、48ろ、48は、49い、49ろ、49は、50い、50ろ、50は、50に、51い、51ろ、51は、51に、52い、52ろ、52は、53い、53ろ、53は、53に、54に、54ほ、56は、56に、56ほ、57い	806.46

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。また、他の公益的機能別施業森林の区域と一部重複しています（「長伐期施業を推進すべき森林」及び「複層林施業を推進すべき森林」）。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	43い、43ろ、44ろ、45い、45ろ、46い、46ろ、47い、47ろ、47は、48い、48ろ、48は、49い、49ろ、49は、50い、50ろ、50は、50に、51い、51ろ、51は、51に、52い、52ろ、52は、53い、53ろ、53は、53に、54に、54ほ、56は、56に、56ほ、57い	806.46
	長伐期施業を推進すべき森林	6ろ、6は、6に、6ほ、7い、7は、9い、10い、10ろ、13い、14い、15ろ、16い、19に、19へ、23ろ、24に、25い、25ろ、26い、26ろ、26は、27ろ、27は、27に、28い、29に、30い、30ろ、30は、30に、31へ、32ろ、32に、32ほ、32と、32り、34い、34ろ、34は、34に、34ほ、35い、37ろ、37は、37に、38い、38は、38に、40ろ、41い、41ろ、42い、55に、62い、62ろ、63い、63ろ、64は、64に、64ほ、65に、66い、66ろ、66ほ、66へ、66と、69い、69ろ、69は、70い、71い、71ろ、71は、72に、73ろ、74い、74ろ、74は、75い、75に、76に、77い、77ろ、77に、79ろ、79は、81は、82に、93へ、93と、95に、96い、96ろ、96は、96に、97ろ、97は、97に、98い、98ろ、98は、98に、100い、100ろ、100は、100に、100ほ、100へ、100と、101い、101ろ、101は、101に、102い、102ろ、102は、103い、104い、104ろ、104は、105い、105は、106ろ、108い、108ろ、109は、109に、110は、110に、110ほ、110へ、111に、112い、112ろ、112は、112に、113ろ、113に、114ろ、114は、115い、115ろ、115は、115ほ、115へ、115と、115ち、116い、116ろ、116は、117い、118い、118ろ、118ほ、119い、119に、120い、120ろ、120は、120に、120へ、120ち、120り、120ぬ、121い、121ろ、121は、121ほ、121へ、121と、122い、122ろ、122は、122に、122へ、122と、123ぬ、123ろ、124に、124ほ、124へ、124と、124ち、124り、125に、126い、126ろ、126に、126ほ、137ち、139い、139に、140い、140ろ、140ほ、141い、141ろ、145は、145に、145ほ、146い、146ろ、146は、146に、147い、147ろ、147は、147ほ、148ろ、148は、148に、149い、150い、150ほ、150ぬ、151い、151ろ、151は、152い、154い、154ろ、155い、155ろ、156に、156ほ、156へ、157い、157ろ、1002ろ、	6,857.8

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	1002 は、1002 に、1003 い、1003 ろ、1004 い、1004 ろ、1005 い、1006 ろ、1007 い、1007 ろ、1007 は、1008 は、1008 に、1009 い、1010 は、1011 は、1013 い、1013 ろ、1013 は、1013 に、1014 い、1014 ろ、1014 に、1014 ほ、1016 い、1016 ろ、1017 ろ、1017 は、1021 い、1021 ろ、1029 は、1029 に、1029 ほ、1030 い、1031 は、1032 に、1038 は、1038 に、1038 と、1040 ほ、1041 い、1041 ろ、1041 は、1041 に、1041 ほ、1045 い、1045 は、1046 い、1046 ろ、1047 い、1047 ろ、1047 に、1048 い、1048 ろ、1049 は、1049 に、1050 は、1052 は、1052 に、1052 ほ、1053 は、1053 へ、1054 ろ、1056 い、1056 ち、1056 り、1060 は、1060 に、1060 ほ、1060 へ、1060 と、1061 ろ、1061 は、1062 ろ、1062 と、1063 い、1063 に、1063 ほ、1066 は、1066 へ、1067 い、1067 へ、1069 い、1070 い、1072 に、1074 ろ、1079 は、1083 い、1083 ほ、2002 い、2002 は、2003 ろ、2005 と、2005 ち、2008 ろ、2008 と、2010 い、2010 は、2014 へ、2016 ろ、2016 に、2017 に、2017 ほ、2018 ろ、2022 ろ、2025 に、2026 ろ、2037 い、2037 に、2037 と、2042 い、2042 ろ、2044 は、2044 ほ、2044 へ、2046 ろ、2046 は、2047 は、2048 ろ、2049 に、2049 へ、2063 ろ、2068 い、2084 い、2089 ほ、2095 い、2098 ろ、2100 い、2100 ろ、2103 い、2103 ろ、2103 は、2104 は、2114 い、2114 ろ、2120 い、2121 い、2121 ろ、2131 い、2131 ろ、2132 ろ、2133 い、2133 ろ、2138 ろ、2140 い、2142 い、2150 い、2150 ろ、2150 は、2150 に、2150 ほ、3001 ろ、3001 は、3001 に、3002 は、3004 い、3004 ろ、3006 い、3007 は、3007 に、3008 い、3008 ろ、3009 は、3009 に、3010 ろ、3010 に、3013 い、3018 ろ、3020 い、3021 ろ、3025 い、3025 ろ、3025 は、3028 い、3028 ろ、3028 は、3030 ろ、3033 い、3033 ろ、3033 は、3034 い、3035 い、3035 は、3036 い、3037 い、3037 ろ、3037 は、3037 に、3038 い、3038 は、3039 は、3044 ろ、3050 い、3050 ろ、3050 は、3050 に、3050 へ、3051 い、3051 ろ、3051 は、3051 に、3052 い、3052 ろ、3052 は、3052 に、3058 い、3058 ろ、3059 は、3060 い、3063 い、3063 ろ、3066 は、3066 ほ、3066 へ、3067 に、3068 に、3069 ろ、3069 は、3071 い、3071 ろ、3071 は、3072 は、3073 い、3074 い、3075 い、3076 い、3076 は、3077 ろ、3077 は、3078 い、3078 ほ、3079 い、3079 ろ、3079 は、	

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地 災害 防止 ／ 土壌 保全 機能 維持 増進 森林	長伐期 施業を 推進す べき森 林	3079に、3080い、3080ろ、3080は、3083い、3083ろ、3086 い、3087い、3087ろ、3087は、3087に、3087ほ、3087へ、 3087と、3091は、3091に、3091ほ、3094ろ、3097い、3097 ろ、3097は、3097に、3098い、3105い、3105に、3105ほ、 3105へ、3106は、3109に、3114へ	
保健 文化 機能 維持 増進 森林	複層林 施業を 推進す べき森 林	56 は、56 に、56 ほ	78.85
	長伐期 施業を 推進す べき森 林	1 に、2 い、27 に、28 い、140 い、140 ろ、140 ほ、141 い、 141 ろ、160 い、160 ろ、162 い、3091 ほ	304.95

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	皆伐	1い、1ろ、1は、3い、3ろ、3は、3に、3ほ、4い、4ろ、5い、5ろ、5は、5に、5ほ、12へ、13ろ、13は、13に、14ろ、14は、16ほ、22い、22ろ、23い、23は、23に、23ほ、24い、24ろ、24は、25は、27い、32い、32は、32へ、32ち、32ぬ、32ろ、32を、33い、33ろ、33は、33に、33ほ、34へ、36い、36ろ、36は、36に、36ほ、36へ、36と、36ち、41は、42は、42に、42ほ、55ほ、55へ、55と、55ち、55り、64い、64ろ、64へ、65い、65ろ、65は、66は、66に、66ち、66り、67い、67ろ、67は、68い、68ろ、68は、97い、99い、102に、103ろ、103は、105ろ、106い、106は、106に、106へ、110い、110ろ、111い、111ろ、111は、124ぬ、124ろ、125い、125ろ、125は、127へ、127と、129い、129ろ、129は、129に、129ほ、129へ、132い、132ろ、132は、132に、132ほ、136い、136ろ、136は、136に、137い、137ろ、137は、137に、137ほ、137へ、137と、143い、143ろ、143は、143に、143ほ、143へ、143と、144い、144ろ、144は、151に、152ろ、152は、153い、153ろ、155は、1043い、1043ろ、1044い、1044ろ、1044は、1045ろ、1054い、1054は、1054に、1055い、1055ろ、1056ろ、1056は、1056に、1056ほ、1056へ、1057は、1057と、1058い、1058ろ、1059い、1059ろ、1059は、1059に、1060い、1060ろ、1061い、1061に、1061ほ、1062い、1062は、1062に、1062ほ、1062へ、1063ろ、1063は、1064い、1064ろ、1064は、1065い、1065ろ、1065は、1065に、1065ほ、1065へ、1065と、1066い、1066ろ、1066に、1066ほ、1066と、1066ち、1067ろ、1067は、1067に、1067ほ、1068い、1068ろ、1069ろ、1069は、1069に、1069ほ、1070ろ、1070は、1070に、1071い、1071ろ、1071は、1071に、1072い、1072ろ、1072は、1073い、1073ろ、1073に、1074い、1074は、1074に、1074ほ、1074へ、1075い、1075ろ、1075は、1075に、1076い、1076ろ、1076は、1076に、1076ほ、1077い、1077ろ、1078い、1078ろ、1078は、1079い、1079ろ、1080い、1080ろ、1080は、1080に、1080ほ、1080へ、1080と、1080ち、	3,066.96

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	皆伐	1081い、1081ろ、1081は、1081に、1082い、1082ろ、1082は、1082に、1082ほ、1082へ、1083ろ、1083は、1083に、1083へ、1083と、1084い、1084ろ、1084は、1084に、1084ほ、1084へ、1085い、1085ろ、1085は、1085に、1086い、1086ろ、1086は、1086に、1086ほ、1090い、1090ろ、1090は、1091い、1091ろ、1091は、1091に、1092い、1092ろ、1092は、1092に、1092ほ、2005り、2007と、2007ち、2009い、2009ろ、2081へ、2085い、2085ろ、2089ろ、2089は、2089に、3001い、3002い、3002ろ、3002に、3003い、3005い、3005ろ、3010い、3010は、3010ほ、3011い、3011ろ、3011は、3012い、3015い、3016い、3016ろ、3016は、3016に、3035に、3047い、3047ろ、3047は、3047に、3047ほ、3048い、3049い、3050ほ、3067ほ	
水源かん養機能維持増進森林	水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2ろ、2は、6い、7ろ、8い、8ろ、8は、8に、8ほ、8へ、9ろ、9は、10は、10に、11い、11ろ、11は、11に、12い、12ろ、12は、12に、12ほ、15い、16ろ、16は、16に、17い、17ろ、18い、18ろ、18は、19い、19ろ、19は、19ほ、20い、20ろ、20は、20に、20ほ、20へ、21い、21ろ、21は、21に、21ほ、21へ、28ろ、28は、28に、28ほ、29い、29ろ、29は、31い、31ろ、31は、31に、31ほ、37い、38ろ、39い、39ろ、39は、40い、40は、42ろ、44い、44は、44に、54い、54ろ、54は、55ろ、55は、56い、56ろ、57ろ、57は、57に、58い、58ろ、58は、58に、58ほ、59い、59ろ、59は、59に、59ほ、60い、60ろ、60は、61い、61ろ、61は、61に、62は、72い、72ろ、72は、72ほ、72へ、73い、73は、73に、74に、74ほ、74へ、75ろ、75は、76い、76ろ、76は、76ほ、77は、78い、79い、79に、80い、80ろ、80は、81い、81ろ、82い、82ろ、82は、83い、83ろ、83は、83に、83ほ、83へ、83と、83ち、84い、84ろ、85い、85ろ、86い、86ろ、86は、86に、86ほ、87い、87ろ、88い、89い、89ろ、89は、89に、90い、90ろ、90は、90に、91い、91ろ、91は、91に、91ほ、91へ、92い、92ろ、92は、92に、93い、93ろ、93は、93に、93ほ、94い、94ろ、94は、94に、95い、95ろ、95は、106ほ、107い、107ろ、107は、109い、109ろ、109ほ、109へ、112ほ、	16,805.04

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	113い、113は、113ほ、114い、114に、115に、116に、117ろ、117は、117に、117ほ、117へ、118は、118に、119ろ、119は、119ほ、120ほ、120と、121に、121ち、122ほ、123い、123ろ、123は、123に、123ほ、123へ、123と、123ち、123り、124い、124ろ、124は、126は、127い、127ろ、127は、127に、127ほ、128い、128ろ、128は、128に、128ほ、128へ、130い、130ろ、130は、131い、131ろ、131は、131に、133い、133ろ、133は、133に、133ほ、133へ、134い、134ろ、134は、134に、134ほ、135い、135ろ、135は、135に、135ほ、138い、138ろ、138は、138に、138ほ、139ろ、139は、139ほ、139へ、140は、140に、140へ、141は、141に、142い、142ろ、142は、142に、142ほ、142へ、142と、145い、145ろ、146ほ、147に、148い、149ろ、149は、149に、149ほ、149へ、149と、149ち、150ろ、150は、150に、150へ、150と、150ち、150り、156い、156ろ、156は、158い、159い、161い、1001い、1001ろ、1001は、1001に、1001ほ、1001へ、1001と、1002い、1003は、1003に、1004は、1004に、1005ろ、1005は、1006い、1008い、1008ろ、1009ろ、1010い、1010ろ、1011い、1011ろ、1011に、1012い、1012ろ、1012は、1014は、1015い、1015ろ、1015は、1015に、1015ほ、1015へ、1016は、1016に、1016ほ、1016へ、1016と、1017い、1017に、1017ほ、1018い、1018ろ、1018は、1018に、1019い、1019ろ、1019は、1019に、1019ほ、1019へ、1020い、1020ろ、1020は、1020に、1021は、1022い、1022ろ、1022は、1022に、1022ほ、1022へ、1023い、1023ろ、1023は、1023に、1023ほ、1024い、1024ろ、1024は、1024に、1024ほ、1024へ、1025い、1025ろ、1025は、1025に、1025ほ、1026い、1026ろ、1026は、1026に、1026ほ、1027い、1027ろ、1027は、1027に、1027ほ、1028い、1028ろ、1028は、1028に、1029い、1029ろ、1029へ、1029と、1030ろ、1030は、1030に、1030ほ、1031い、1031ろ、1031に、1031ほ、1032い、1032ろ、1032は、1033い、1033ろ、1033は、1034い、1034ろ、1034は、1035い、1035ろ、1035は、1036い、1036ろ、1036は、	

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1037い、1037ろ、1037は、1037に、1038い、1038ろ、1038ほ、1039い、1039ろ、1039は、1039に、1039ほ、1039へ、1039と、1039ち、1039り、1039ぬ、1040い、1040ろ、1040は、1040に、1041へ、1041と、1041ち、1041り、1041ぬ、1041る、1042い、1042ろ、1042は、1042に、1047は、1047ほ、1047へ、1048は、1048に、1048ほ、1048へ、1048と、1048ち、1049い、1049ろ、1049ほ、1050い、1050ろ、1050に、1050ほ、1050へ、1051い、1051ろ、1051は、1051に、1051ほ、1051へ、1051と、1051ち、1052い、1052ろ、1053い、1053ろ、1053に、1053ほ、1056と、1057い、1057ろ、1057に、1057ほ、1057へ、1087い、1087ろ、1087は、1087に、1087ほ、1087へ、1088い、1088ろ、1088は、1089い、1089ろ、1089は、1089に、1089ほ、2001い、2001ろ、2001は、2002ろ、2002に、2002ほ、2003い、2003は、2003に、2003ほ、2003へ、2004い、2004ろ、2004は、2004に、2005い、2005ろ、2005は、2005に、2005ほ、2005へ、2006い、2006ろ、2006は、2006に、2006ほ、2006へ、2007い、2007ろ、2007は、2007に、2007ほ、2007へ、2008い、2008は、2008に、2008ほ、2008へ、2008ち、2009は、2009に、2009ほ、2009へ、2010ろ、2010に、2011い、2011ろ、2011は、2011に、2011ほ、2011へ、2011と、2011ち、2012い、2012ろ、2012は、2012に、2013い、2013ろ、2013は、2013に、2014い、2014ろ、2014は、2014に、2014ほ、2014と、2014ち、2014り、2014ぬ、2015い、2015ろ、2015は、2015に、2015ほ、2016い、2016は、2016ほ、2016へ、2016と、2017い、2017ろ、2017は、2018い、2018は、2018に、2019い、2019ろ、2019は、2019に、2019ほ、2019へ、2020い、2020ろ、2020は、2020に、2020ほ、2020へ、2021い、2021ろ、2021は、2021に、2021ほ、2022い、2022は、2022に、2022ほ、2023い、2023ろ、2023は、2023に、2023ほ、2024い、2024ろ、2024は、2024に、2024ほ、2025い、2025ろ、2025は、2025ほ、2025へ、2026い、2026は、2026に、2026ほ、2026へ、2026と、2027い、2027ろ、2027は、2028い、2028ろ、2028は、2028に、2029い、2029ろ、2029は、2029に、	

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2030い、2030ろ、2030は、2030に、2030ほ、2031い、2031ろ、2031は、2031に、2031ほ、2031へ、2031と、2032い、2032ろ、2032は、2032に、2032ほ、2032へ、2032と、2033い、2033ろ、2033は、2033に、2033ほ、2033へ、2033と、2034い、2034ろ、2034は、2034に、2034ほ、2034へ、2035い、2035ろ、2035は、2035に、2035ほ、2035へ、2035と、2035ち、2036い、2036ろ、2036は、2036に、2036ほ、2037ろ、2037は、2037ほ、2037へ、2037ち、2038い、2038ろ、2038は、2038に、2038ほ、2039い、2039ろ、2039は、2039に、2039ほ、2040い、2040ろ、2040は、2040に、2040ほ、2040へ、2041い、2041ろ、2041は、2041に、2042は、2042に、2042ほ、2042へ、2043い、2043ろ、2043は、2043に、2044い、2044ろ、2044に、2045い、2045ろ、2045は、2045に、2046い、2047い、2047ろ、2048い、2048は、2049い、2049ろ、2049は、2049ほ、2050い、2051い、2051ろ、2051は、2051に、2052い、2052ろ、2052は、2053い、2053ろ、2053は、2054い、2054ろ、2054は、2054に、2054へ、2055い、2055ろ、2055は、2055に、2055ほ、2055へ、2056い、2056ろ、2056は、2057い、2057ろ、2058い、2059い、2059ろ、2059は、2060い、2060ろ、2060は、2061い、2061ろ、2061は、2062い、2062ろ、2063い、2063は、2063に、2064い、2064ろ、2064は、2064に、2065い、2065ろ、2066い、2066ろ、2066は、2067い、2069い、2070い、2070ろ、2070は、2070に、2071い、2071ろ、2072い、2072ろ、2072は、2072に、2072ほ、2072へ、2073い、2073ろ、2074い、2074ろ、2074は、2074に、2075い、2075ろ、2075は、2076い、2076ろ、2076は、2077い、2077ろ、2077は、2078い、2078ろ、2078は、2078に、2079い、2079ろ、2080い、2080ろ、2080は、2080に、2080ほ、2081い、2081ろ、2081は、2081に、2081ほ、2082い、2082ろ、2083い、2083ろ、2083は、2083に、2086い、2086ろ、2087い、2087ろ、2087は、2087に、2087ほ、2087へ、2088い、2088ろ、2088は、2088に、2088ほ、2088へ、2090い、2090ろ、2091い、2091ろ、2091は、2092い、2092ろ、2092は、2092に、	

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2093い、2093ろ、2093は、2094い、2096い、2096ろ、2097い、2097ろ、2098い、2099い、2099ろ、2101い、2101ろ、2102い、2102ろ、2104い、2104ろ、2105い、2106い、2107い、2108い、2108ろ、2109い、2109ろ、2110い、2110ろ、2111い、2112い、2112ろ、2112は、2113い、2113ろ、2113は、2115い、2116い、2116ろ、2117い、2117ろ、2118い、2118ろ、2119い、2119ろ、2122い、2122ろ、2123い、2123に、2124い、2124ろ、2124は、2124に、2125い、2125は、2125に、2126い、2127い、2128い、2129い、2129ろ、2130い、2130ろ、2130は、2132い、2134い、2135い、2135ろ、2135は、2136い、2136ろ、2137い、2138い、2139い、2139ろ、2139は、2141い、2141ろ、2141は、2143い、2143ろ、2143は、2143に、2144い、2144ろ、2145い、2145ろ、2145は、2146い、2146ろ、2146は、2146に、2147い、2147ろ、2147は、2148い、2149い、2151い、2152い、2152ろ、2152は、2153い、3006ろ、3006は、3007い、3007ろ、3007ほ、3008は、3009い、3009ろ、3012ろ、3012は、3012に、3014い、3014ろ、3017い、3017ろ、3018い、3019い、3019ろ、3020ろ、3020は、3021い、3022い、3022ろ、3022は、3022に、3023い、3023ろ、3023は、3023に、3023ほ、3024い、3024ろ、3024は、3024に、3026い、3026ろ、3026は、3027い、3027ろ、3029い、3029ろ、3029は、3029に、3030い、3030は、3030に、3031い、3031ろ、3031は、3031に、3032い、3034ろ、3035ろ、3036ろ、3036は、3036に、3038ろ、3039い、3039ろ、3039に、3040い、3040ろ、3040は、3041い、3041ろ、3041は、3042い、3042ろ、3043い、3043ろ、3043は、3044い、3045い、3045ろ、3046い、3046ろ、3046は、3053い、3053ろ、3053は、3053に、3053ほ、3054い、3054ろ、3054は、3055い、3055ろ、3055は、3055に、3056い、3056ろ、3056は、3056に、3057い、3057ろ、3057は、3057に、3057ほ、3058は、3059い、3059ろ、3059に、3060ろ、3060は、3060に、3060ほ、3061い、3061ろ、3061は、3062い、3062ろ、3062は、3062に、3064い、3064ろ、3064は、3064に、3064ほ、3064へ、3065い、3065ろ、3065は、	

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	3065に、3066い、3066ろ、3066に、3067い、3067ろ、3067は、3068い、3068ろ、3068は、3069い、3069に、3070い、3070ろ、3070は、3070に、3072い、3072ろ、3076ろ、3076に、3076ほ、3077い、3078ろ、3078は、3078に、3082い、3082ろ、3082は、3082に、3084い、3084ろ、3084は、3084に、3084ほ、3084へ、3084と、3085い、3088い、3088ろ、3088は、3089い、3089ろ、3090い、3090ろ、3090は、3091い、3091ろ、3092い、3092ろ、3093い、3094い、3094は、3094に、3094ほ、3095い、3095ろ、3096い、3096ろ、3096は、3098ろ、3099い、3099ろ、3099は、3101い、3102い、3102ろ、3102は、3102に、3103い、3103ろ、3103は、3104い、3104ろ、3104は、3104に、3105ろ、3105は、3106い、3106ろ、3106に、3107い、3107ろ、3107は、3107に、3108い、3109い、3109ろ、3109は、3110い、3110ろ、3110は、3110に、3111い、3111ろ、3111は、3112い、3112ろ、3112は、3112に、3112ほ、3112へ、3113い、3113ろ、3113は、3114い、3114ろ、3114は、3114に、3114ほ、3115い	
		長伐期施業を推進すべき森林	1に、2い、6ろ、6は、6に、6ほ、7い、7は、9い、10い、10ろ、15ろ、16い、19に、23ろ、28い、29に、30い、30は、30に、37ろ、37は、37に、38い、38は、38に、40ろ、41い、41ろ、42い、62い、62ろ、63ろ、74い、74ろ、74は、75い、75に、76に、77い、77ろ、77に、79ろ、79は、81は、82に、93へ、93と、95に、108い、108ろ、109は、109に、111に、112い、112ろ、112は、112に、113ろ、113に、114ろ、114は、115い、115ろ、115は、115ほ、115へ、115と、115ち、116い、116ろ、116は、117い、118い、118ろ、118ほ、119い、119に、120い、120ろ、120は、120に、120へ、120ち、120り、121い、121ろ、121は、121ほ、121へ、121と、122い、122ろ、122は、122に、122へ、122と、123ぬ、123ろ、124に、124ほ、124へ、124と、124ち、126ろ、127に、139い、139に、140い、140ろ、140ほ、141い、141ろ、145は、145に、145ほ、146い、146ろ、146は、146に、147い、147ろ、147は、147ほ、148ろ、148は、148に、149い、150い、150ほ、156ほ、156へ、157い、157ろ、	5,418.03

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	160い、160ろ、162い、1002ろ、1002は、1002に、1003い、1003ろ、1004い、1004ろ、1005い、1006ろ、1007い、1007ろ、1007は、1008は、1008に、1009い、1010は、1011は、1013い、1013ろ、1013は、1013に、1014い、1014ろ、1014に、1014ほ、1016い、1016ろ、1017ろ、1017は、1021い、1021ろ、1029は、1029に、1029ほ、1030い、1031は、1032に、1038は、1038に、1040ほ、1041い、1041ろ、1041は、1041に、1041ほ、1047い、1047ろ、1047に、1047へ、1048い、1048ろ、1049は、1049に、1050は、1052は、1052に、1052ほ、1053は、1053へ、2002い、2002は、2007ろ、2008ろ、2008と、2010い、2010は、2014へ、2016ろ、2016に、2017に、2017ほ、2018ろ、2022ろ、2025に、2025ほ、2037い、2037に、2037と、2042い、2042ろ、2044は、2044ほ、2044へ、2046ろ、2046は、2048ろ、2049に、2049へ、2063ろ、2068い、2084い、2095い、2098ろ、2100い、2100ろ、2103い、2103ろ、2103は、2104は、2114い、2114ろ、2120い、2121い、2121ろ、2132ろ、2133い、2133ろ、2138ろ、2140い、2142い、2150い、2150ろ、2150は、2150に、2150ほ、3006い、3007は、3007に、3008い、3008ろ、3009は、3009に、3013い、3018ろ、3020い、3021ろ、3025い、3025ろ、3025は、3028い、3028ろ、3028は、3030ろ、3033い、3033ろ、3033は、3034い、3034ろ、3035い、3035は、3036い、3037い、3037ろ、3037は、3037に、3038い、3038は、3039は、3044い、3044ろ、3052い、3052ろ、3052は、3052に、3058い、3058ろ、3059は、3060い、3063い、3063ろ、3066は、3066ほ、3066へ、3067に、3068に、3069ろ、3069は、3071い、3071ろ、3071は、3072は、3073い、3074い、3075い、3076い、3076は、3077ろ、3077は、3078い、3078ほ、3079い、3079ろ、3079は、3079に、3080い、3080ろ、3083い、3083ろ、3086い、3087い、3087ろ、3087は、3087に、3087ほ、3087へ、3087と、3091は、3091に、3091ほ、3094ろ、3097い、3097ろ、3097は、3097に、3098い、3105い、3105に、3105ほ、3105へ、3106は、3109に、3114へ	

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	43い、43ろ、44ろ、45い、45ろ、46い、46ろ、47い、47ろ、47は、48い、48ろ、48は、49い、49ろ、49は、50い、50ろ、50は、50に、51い、51ろ、51は、51に、52い、52ろ、52は、53い、53ろ、53は、53に、54に、54ほ、56は、56に、56ほ、57い	806.46
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	13い、14い、19へ、24に、25い、25ろ、26い、26ろ、26は、27ろ、27は、27に、30ろ、31へ、32ろ、32に、32ほ、32と、32り、34い、34ろ、34は、34に、34ほ、35い、55に、63い、64は、64に、64ほ、65に、66い、66ろ、66ほ、66へ、66と、69い、69ろ、69は、70い、71い、71ろ、71は、72に、73ろ、96い、96ろ、96は、96に、97ろ、97は、97に、98い、98ろ、98は、98に、100い、100ろ、100は、100に、100ほ、100へ、100と、101い、101ろ、101は、101に、102い、102ろ、102は、103い、104い、104ろ、104は、105い、105は、106ろ、110は、110に、110ほ、110へ、120ぬ、124り、125に、126い、126に、126ほ、137ち、150ぬ、151い、151ろ、151は、152い、154い、154ろ、155い、155ろ、156に、1038と、1045い、1045は、1046い、1046ろ、1054ろ、1056い、1056ち、1056り、1060は、1060に、1060ほ、1060へ、1060と、1061ろ、1061は、1062ろ、1062と、1063い、1063に、1063ほ、1066は、1066へ、1067い、1067へ、1069い、1070い、1072に、1074ろ、1079は、1083い、1083ほ、2003ろ、2005と、2005ち、2026ろ、2047は、2089ほ、2131い、2131ろ、3001ろ、3001は、3001に、3002は、3004い、3004ろ、3010ろ、3010に、3050い、3050ろ、3050は、3050に、3050へ、3051い、3051ろ、3051は、3051に、3080は	1,616.45

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特に効率的な施業が可能な森林	<p>皆伐 ※人工林において主伐の場合は、原則として植栽による更新を行うこと</p> <p>1い、4ろ、5ろ、5は、6い、6は、8へ、11い、12ほ、12へ、13い、13ろ、13は、13に、14い、14ろ、14は、15い、16ろ、18い、20い、20ろ、20は、20へ、21い、21ろ、21ほ、21へ、22ろ、23い、23ほ、25い、25ろ、26ろ、26は、27い、27は、28ろ、28に、28ほ、29ろ、29は、30ろ、30は、30に、31ろ、31は、31に、32い、32ろ、32は、32ち、32り、32ぬ、32る、33ろ、34に、34ほ、35い、36い、36ろ、36は、36ほ、36と、36ち、37い、42い、42は、42に、51い、51に、52い、52ろ、53い、53ろ、53は、53に、54ろ、54に、55ろ、56い、56ろ、56は、56ほ、57ろ、57に、62い、62ろ、63い、63ろ、64い、64ろ、64は、64に、64ほ、65い、65ろ、65は、66い、66ろ、66は、66に、66ほ、66へ、66と、66ち、67い、67は、69い、69ろ、70い、71い、71は、72い、72ろ、72は、72に、72ほ、72へ、73い、73ろ、73は、73に、74い、74ろ、74に、74ほ、75い、75ろ、75は、76は、77い、77ろ、77に、78い、79ろ、80い、80ろ、80は、81ろ、81は、83に、84い、85ろ、86い、86ろ、86は、86ほ、89ろ、89に、90は、90に、91い、91ろ、91ほ、92い、92ろ、92は、92に、93は、93に、94い、95い、95ろ、95は、96い、97ろ、97は、98は、98に、99い、100い、102ろ、113ろ、118ほ、124ぬ、126ほ、127と、128ろ、128は、129に、129ほ、130い、130ろ、133い、133ろ、133は、133に、133ほ、133へ、134ろ、134は、134に、134ほ、135は、137ろ、137へ、138い、138ろ、138は、138に、138ほ、139い、139は、139に、139ほ、139へ、140い、140に、141は、141に、144い、144ろ、144は、149ろ、149ほ、154い、155ろ、155は、156ほ、157い、1001は、1001へ、1003ろ、1010ろ、1012は、1014は、1015へ、1017ほ、1018い、1018は、1019へ、1022い、1024へ、1025は、1026ろ、1026は、1026ほ、1027ろ、1027は、1028ろ、1029い、1029ろ、1038い、1038と、1047い、1047ほ、1047へ、1048ろ、1048に、1048ほ、1048ち、1049ほ、1051ろ、1051に、1051ほ、1051へ、1056ち、1058ろ、1060ろ、1060ほ、1065ほ、1069ほ、1070は、1073ろ、1074は、1074に、1074へ、</p>	8,433.03 (合計面積に制限林が含まれる場合あり)

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特に効率的な施業が可能な森林	<p>皆伐 ※人工林において主伐の場合は、原則として植栽による更新を行うこと</p> <p>1075 ろ、1075 は、1075 に、1076 は、1080 に、1080 ほ、1080 へ、1082 に、1083 ろ、1083 は、1083 に、1083 ほ、1083 へ、1084 ろ、1084 は、1084 に、1085 い、1085 ろ、1086 は、1087 ろ、1087 は、1087 に、1087 ほ、1087 へ、1088 い、1089 に、2001 い、2002 い、2002 は、2002 に、2003 い、2003 ろ、2003 に、2003 ほ、2003 へ、2004 い、2004 ろ、2004 は、2005 は、2005 に、2005 ほ、2005 へ、2005 と、2005 ち、2005 り、2006 ろ、2007 い、2008 に、2009 い、2009 ほ、2010 い、2010 は、2011 い、2012 は、2012 に、2013 は、2014 い、2014 ろ、2014 は、2014 に、2014 ほ、2014 へ、2014 と、2014 ち、2015 い、2015 ろ、2015 は、2016 ろ、2016 は、2016 ほ、2019 は、2019 へ、2020 い、2020 ろ、2020 に、2020 ほ、2020 へ、2021 い、2021 ろ、2021 は、2021 に、2022 ろ、2022 ほ、2023 に、2023 ほ、2024 い、2024 ろ、2024 に、2024 ほ、2025 い、2025 ほ、2025 へ、2026 い、2026 ろ、2026 は、2026 ほ、2026 へ、2026 と、2028 い、2029 に、2030 ほ、2032 い、2032 に、2032 ほ、2032 と、2033 い、2033 ろ、2034 い、2035 い、2035 ろ、2036 い、2036 ろ、2036 ほ、2037 ろ、2037 へ、2038 い、2038 は、2038 に、2038 ほ、2039 ろ、2039 は、2039 に、2039 ほ、2040 い、2040 は、2040 へ、2041 い、2042 に、2042 ほ、2042 へ、2043 い、2043 ろ、2043 は、2044 ろ、2044 に、2045 は、2046 ろ、2046 は、2047 い、2047 ろ、2047 は、2048 い、2049 い、2049 は、2049 へ、2050 い、2051 ろ、2051 は、2051 に、2052 い、2052 は、2054 い、2054 ろ、2054 は、2054 に、2054 へ、2059 い、2059 ろ、2059 は、2060 い、2060 ろ、2060 は、2061 い、2061 ろ、2062 ろ、2063 い、2063 ろ、2063 は、2063 に、2064 ろ、2064 は、2065 い、2066 ろ、2066 は、2067 い、2068 い、2070 い、2070 ろ、2070 は、2070 に、2071 ろ、2072 い、2072 ろ、2072 は、2072 に、2072 ほ、2072 へ、2073 ろ、2077 ろ、2078 い、2078 ろ、2078 は、2080 ろ、2080 は、2080 に、2081 い、2081 は、2081 ほ、2081 へ、2083 に、2085 ろ、2086 ろ、2088 い、2088 ろ、2088 に、2090 ろ、2091 い、2094 い、2098 い、2099 い、2099 ろ、2101 い、2102 い、2102 ろ、2103 い、2103 ろ、2104 い、2104 ろ、2104 は、2105 い、2106 い、</p>	

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特に効率的な施業が可能な森林	皆伐 ※人工林において主伐の場合は、原則として植栽による更新を行うこと 2107い、2108い、2108ろ、2109い、2109ろ、2110い、2110ろ、2111い、2112い、2112ろ、2112は、2113い、2113ろ、2113は、2114い、2114ろ、2115い、2116い、2116ろ、2117い、2117ろ、2118い、2118ろ、2119い、2119ろ、2120い、2121い、2121ろ、2128い、2129い、2129ろ、2130い、2130ろ、2130は、2131い、2131ろ、2132い、2132ろ、2133い、2133ろ、2134い、2135い、2135ろ、2136い、2136ろ、2137い、2138い、2139い、2139ろ、2140い、2141ろ、2141は、2142い、2146に、3002い、3003い、3005ろ、3006い、3006ろ、3007い、3007ろ、3007に、3007ほ、3008い、3008ろ、3008は、3010は、3010ほ、3012ろ、3012に、3022い、3024ろ、3026は、3027い、3028い、3028は、3031は、3032い、3033ろ、3036ろ、3041い、3044い、3050ほ、3054い、3054ろ、3054は、3055に、3056は、3056に、3057い、3057ろ、3057は、3057に、3059い、3059ろ、3059は、3059に、3066ほ、3070は、3072い、3072ろ、3084ろ、3084は、3084に、3084へ、3087い、3090い、3091い、3091ほ、3092い、3094い、3094ろ、3095ろ、3096い、3096ろ、3110は、3112い、3112ろ、3112は、3112に、3113い、3113ろ、3113は、3114い、3114ろ、3114は、3114に、3114ほ、3114へ	

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和12年度までに民有林面積のおおむね4割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。

- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託に当たっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、東信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。

- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の基準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討し

て効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知
主伐時における伐採・搬出指針	令和 3 年 3 月 16 日 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び路線数	利用区域面積	内前半5年分	対図番号	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	野倉	野倉線	150	31			
			下室賀	日向山線	997	53			
			古安曾	鳥岩線	60	31			
			上室賀	穴平線	210	20			
			岡	岡支線	200	39			
			上田	東太郎山線	720	63			
			殿城	岩清水線	1,100	185			
			真田町長	滝の沢線	600	226			
			西内	八郎沢線	300	139			
			西内	霊泉寺線	800	50			
			東内	栗山線	1,500	173			
			西内	飯沼線	2,500	143			
			西内	山の神線	4,000	404			
			真田町傍陽	岡保入軽線	800	87			
真田町長	高寺線	250	98						

			真田町長	山吹線	3,000	87			
			下武石	藤沢線	360	93			
			上本入	武石唐沢線	800	172			
計				18路線	18,347				
開設 (改築)	自動車道	林道	殿城	岩清水線	1,100	185			
計				1路線	1,100				
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区 域面積	内前半 5年分	対図 番号	備考 ※1
拡張 (改良)	自動車道	林道	手塚	沢山線	1,000	803			法面、橋梁 局部、交通
			住吉	金剛寺線	400	53			法面、幅員
			別所温泉	塩水線	100	255			局部
			野倉	富士山線	210	201			法面
			上室賀	氷沢線	10	254			局部
			下室賀	神宮寺線	100	200			幅員
			上室賀	飯縄山線	70	84			法面
			古安曾	虚空蔵線	120	268			局部
			別所温泉	岳の尾線	240	79			局部
			野倉	中道線	60	87			法面
			小泉	半過線	50	30			法面
			野倉	産川線	400	30			交通
			上室賀	西之入線	120	48			局部
			上田	東太郎山線	60	63			法面
			御所	原峠線	1,533	93	○		局部、交通
			殿城	赤坂線	60	224			法面、局部
			上室賀	猫地線	200	215			幅員
			上田	西光寺線	480	186			法面、幅員 交通
			真田町長	滝の入線	100	226			法面
			東内	虚空蔵線	80	63			法面
東内	栗山線	410	173			幅員			
腰越	長峰線	100	89			局部			
東内	所沢線	98	79			法面、交通			

			東内	和子向線	4,009	260			法面
			東内	殿入線	100	55			法面、交通
			真田町長	高寺線	30	98			法面
			真田町傍陽	後沢線	1,245	83			法面
			真田町傍陽	峰山線	40	80			局部
			真田町長	大洞線	100	138			局部
			真田町傍陽	若宮線	90	218			法面、局部
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区 域面積	内前半 5年分	対図 番号	備 考 ※1
拡張 (改良)	自動車道	林道	真田町長	大柏木線	200	365			法面
			真田町長	土屋線	1,660	148			局部
			武石余里	和田武石線	120	542			法面
			武石上本入	茂沢線	850	187			法面、交通
			武石上本入	内の山線	10	196			法面
			武石上本入	武石唐沢線	247	172			法面
			武石余里	ほどがい線	50	136			法面
			武石余里	親岳線	50	92			法面
計				38路線	14,802				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	小泉	硯沢線	2,480	198	○		
			上室賀	平芝線	590	26			
			殿城	赤坂線	600	224			
			殿城	岩清水線	2,600	185			
			古安曾	湯の窪線	900	145			
			富士山	宮林線	1,997	137			
			野倉	中道線	407	87			
			古安曾	虚空蔵線	900	268			
			小泉	半過線	227	30			
			東内	殿入線	240	55			
			東内	滝の沢線	800	226			
			東内	和子向線	2,484	260			
			東内	虚空蔵線	700	63			
腰越	長峰線	820	89						

			上丸子	箱畳線	1,800	55			
			真田町傍陽	若宮線	3,374	218			
			真田町長	土屋線	1,660	148			
			真田町傍陽	堤入線	1,900	68			
			東内	滝の入線	900	304			
			武石余里	和田武石線	1,500	542			
			武石上本入	内の山線	100	196			
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区 域面積	内前半 5年分	対図 番号	備 考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	武石余里	親岳線	800	92			
			武石上本入	武石唐沢線	800	172			
			武石上武石	常滑線	100	79			
			武石小沢根	保代線	100	220			
			武石上本入	横沢西線	200	174			
計				26路線	28,979				

※1：法面は法面保全、橋梁は橋梁改良、局部は局部改良、交通は交通改良、幅員は幅員改良

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設に当たっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日23森推325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知
主伐時における伐採・搬出指針	令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設に当たっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとしま

す。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	緩中傾斜地	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → グラップル、 トレーラー
	急傾斜地	（車両系システム） チェーンソー、プロセッサ → フォワーダ → トラック	（架線系システム） チェーンソー → スイングヤーダ、 タワーヤーダ → グラップル、 トレーラー
造林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル（バケット）、レーキ
	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模 m ²	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
農林産物展示販売施設 （信州上小森林組合）	富士山	24,144	⑦		現状維持		
農林産物展示販売施設	石舟	236	①		現状維持		

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。



獣害防止柵

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	0020, 0021, 0022, 0024, 0026, 0027, 0028, 0029, 0030, 0031, 0046, 0047, 0048, 0049, 0050, 0051, 0052, 0053, 0054, 0055, 0056, 0057, 0058, 0059, 0060, 0061, 0062, 0063, 1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 1011, 1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018, 1019, 1020, 1021, 1022, 1023, 1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1029, 1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1035, 1036, 1037, 1038, 1039, 1040, 1047, 1048, 1049, 1050, 1084, 1085, 1086, 1087, 1088, 1089, 1090, 1091, 1092, 3001, 3002, 3003, 3004, 3005, 3006, 3007, 3008, 3009, 3010, 3011, 3012, 3013, 3014, 3015, 3016, 3017, 3018, 3019, 3020, 3021, 3022, 3023, 3024, 3025, 3026, 3027, 3028, 3029, 3030, 3031, 3032, 3033, 3034, 3035, 3036, 3037, 3038, 3039, 3040, 3041, 3050, 3051, 3052, 3053, 3054, 3055, 3056, 3057, 3058, 3059, 3060, 3061, 3062, 3063, 3064, 3065, 3066, 3067, 3068, 3069, 3070, 3071, 3072, 3073, 3074, 3075, 3076, 3077, 3078, 3079, 3080, 3082, 3083, 3084, 3085, 3086, 3087, 3088, 3089, 3090, 3091, 3092, 3093, 3094, 3095, 3096, 3097, 3098, 3099, 3101, 3102, 3103, 3104, 3105, 3106, 3107, 3108, 3112, 3113, 3114, 3115	9,881.86

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

上田市における松くい虫の被害面積は、ここ数年減少傾向で推移しており、今までの効果が少しずつ表れている結果と思われませんが、いつ爆発的に大発生するか予断を許さない状況となっています。

このため、被害木の伐倒駆除や樹幹注入薬剤による防除方法等を組み合わせて行い、効果的かつ効率的な防除対策を実施することにより、比較的被害の少ない地域への被害の拡大防止に努めるものとします。

また、被害が蔓延化している地域においては、樹種転換、更新伐、枯損木利活用事業等を積極的に促進し、森林機能の回復を図るものとします。

さらには、樹幹注入剤を支給し地元施工による注入作業や、マツノザイセンチュウに対して抵抗性の強い苗木の配布などを通じて、住民と協働し地域一体となった健全な森林育成と共に、地域の特産である「まつたけ発生地」の松林保全にも努めることとします。具体的には「守るべき松林」を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤注入等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等の森林施業については「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画及び上田市鳥獣被害防止計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	① 造林のための地ごしらえ ② 開墾準備 ③ 害虫駆除 ④ 焼畑 ⑤ 採草地の改良（森林法施行規則第47条第1項）
許可条件	期間（7日以内） 面積（1件当たり5ha以内） 従事者（1haまで15人以上） ※ 1haを超える場合は、超える部分の面積1ha当たり5人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに森林整備課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

（出典：上田市火入れに関する条例）

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。



別所温泉森林公園内バンガロー

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
東山地区 (塩田自然運動会公園)	1-ニ	5.29	2.42	2.87	0.00	0.00	0.00	水保 5.29
	2-イ	7.17	3.12	4.05	0.00	0.00	0.00	水保 7.17
	小計	12.46	5.54	6.92	0.00	0.00	0.00	
東山地区 (東山ふるさとの森)	160-イ	48.64	6.30	41.25	1.09	0.00	0.00	水保 48.64
	160-ロ	46.12	3.93	41.56	0.63	0.00	0.00	水保 42.12
	162-イ	20.76	0.00	17.04	3.72	0.00	0.00	水保 20.76
	小計	115.52	10.23	99.85	5.44	0.00	0.00	
塩田地区 (別所温泉森林公園)	56-ハ	26.21	23.11	2.80	0.30	0.00	0.00	土流 26.21
豊殿地区 (市民の森)	140-イ	6.21	6.10	0.11	0.00	0.00	0.00	干保 3.21
	140-ロ	7.82	3.29	4.53	0.00	0.00	0.00	干保 7.72
	140-ホ	15.16	12.36	2.80	0.00	0.00	0.00	干保 15.16
	141-イ	12.63	10.42	1.88	0.33	0.00	0.00	干保 12.30
	141-ロ	9.89	8.95	0.00	0.94	0.00	0.00	干保 9.89
	小計	51.71	41.12	9.32	1.27	0.00	0.00	
巢栗地区 (巢栗溪谷緑の広場)	3090-ハ	12.82	11.66	0.72	0.00	0.00	0.44	水かん 12.82
	3091-イ	26.53	17.89	7.94	0.20	0.00	0.50	水かん 18.34
	3091-ホ	23.74	19.05	4.49	0.00	0.00	0.20	水かん 19.72
	小計	63.09	48.60	13.15	0.20	0.00	1.14	
合計		268.99	128.60	132.04	7.21	0.00	1.14	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間 伐		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。		
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐 	
	立 木 材 積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。		

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林経営計画において、一体整備相当区域を作成できる区域

区 域 名		林 班	区域面積 (ha)
上田	小牧・富士山	1～4, 35, 145～153, 158～162	799.11
	川 西	64～99, 154～157	2,358.74
	太郎山山系	100～128	1,455.54
	川 東	129～144	717.30
	塩 田	5～34, 36～63	3,211.24
丸子	内 村	1001～1055	3,436.58
	依 田	1056～1067	633.78
	長瀬ほか	1068～1092	1,266.07
真田	傍 陽	2001～2040	2,654.66
	本原・長	2041～2153	5,163.02
武石	小沢根・余里	3001～3015, 3050～3080, 3112～3114	2,183.15
	上本入・下本入	3016～3040, 3082～3099, 3101～3106	2,422.33
	沖ほか	3041～3049, 3107～3111	459.48
合計 (13 地区)			26,761.00

2 生活環境の整備

林道は森林の機能を高度に発揮させるため、森林の適正な管理を行うために欠かすことのできない施設であるとともに、農山村地域の人々の通勤、通学などの生活道としても重要な役割を果たしています。

近年では森林レクリエーションを楽しむ人々のためのアクセス道としても、その重要性は高まっており早急な整備が必要と考えられます。

【生活環境施設の整備計画】

施設の種類	位 置	規 模	備 考
林道原峠線	御所	局部改良 (1.5 Km)	前期計画の記載
林道硯沢線	小泉	舗装 (2.5 Km)	同上

3 森林整備を通じた地域振興

森林整備と木材利用を推進することにより、循環型林業を実現し、山村地域や農林業の振興、安全で快適な環境の保全などの実現につなげていきます。

特に未利用資源の利用として有効な、木質バイオマス発電・ボイラー燃料としての活用、薪ストーブ、ペレットストーブの導入等を進めていきます。

4 森林の総合利用の推進

東山市有林の「ふるさとの森」、別所温泉森林公園、霊泉寺、山崎雁石、巢栗溪谷周辺の森林は優れた景観を有しており、森林とのふれあいの場として期待されているため、

周辺の森林等も含めて保育事業等の森林整備は、景観などに配慮した施業に努めます。

これらの森林は、年間を通じて市街地や都市部の住民が多く訪れており、普段の生活では体験できない自然に親しむ場を提供しています。また、都市と地域住民との交流の場としても活用が期待されるため、これらに配慮した施設整備を行うこととします。

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		備 考
	位 置	規 模	位 置	規 模	
東山ふるさとの森	東山地区	全体 327ha 遊歩道 7.2km あずまや 2箇所 植樹祭実施 7ha	東山地区	全体 327ha 見晴台整備 2箇所 植樹祭実施 2ha 森林整備 20ha	
別所温泉森林公園	塩田地区	全体 23ha 総合センター 1棟 展望台 2箇所 松茸資料館 1棟 栗園 3.35ha キャンプ場 26張 トイレ 4箇所 テニスコート 2面 バンガロー 5棟 パターゴルフ場 9H フィールドアスレチック1式 遊歩道 1.2km	塩田地区	全体 23ha 駐車場整備 A=400 m ² テニスコート改修 2面 栗園 3.35ha 森林整備 10ha 遊歩道 1km	
霊泉寺周辺林	霊泉寺地区	全体 57.71ha	霊泉寺地区	全体 57.71ha 森林整備 10ha 休憩施設 一式 遊歩道 1km	
鹿教湯温泉周辺林	鹿教湯温泉地区	全体 672.84ha			
飯沼地域	飯沼地区	全体 207.6ha			
山崎の森	山崎地区	林内遊歩道 2.0km	山崎地区	森林整備 12.5ha 遊歩道 1km	
巢栗溪谷	上本入地区	遊歩道 2.0km	上本入地区	森林整備 20ha 遊歩道 1km	

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

里山整備の一環として行われている地域住民による森づくりや地域材を活用した炭焼き体験等に対し積極的な支援を行うとともに、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため里山の森林整備活動などへの積極的な参加を呼びかけていきます。

また、市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、NPOなどの協力を得ながら、森林・林業体験教室（みどりの体験塾、森の学校）等を開催して森林づくりへの直接参加を推進します。

こうした取り組みを通して、森林・林業に対する意識の高揚と関心を高めることによって、一縷ではありますが林業後継者育成の足掛かり、地域林業活性化への一助としていきます。

(2) 上下流連携による取組

近年、県外の住民や企業を中心に、森林づくりに直接参加しようとする気運が高まっています。

上田市においてはこのような要請に応えるため、森林作業実施場所等の斡旋依頼があった場合は、市として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととします。

また、上小森林認証協議会では「にぎやかな森プロジェクト」として、認証森林内において調査研究及び森林の活用を推進するため、「森の里親協定」を締結し植林作業へ参加など各種の支援を受けています。現在 14 社と協定を締結して森林整備等を進めています。

森林の里親促進事業の現在の契約状況

- ・東山グリーンプロジェクト（民間企業と上田市）
- ・「八十二の森」の活動（㈱八十二銀行と上田市東御市真田共有財産組合）
- ・「にぎやかな森プロジェクト」上小森林認証協議会と上田市を中心に企業 14 社

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作 業 種	面 積	備 考
真田町傍陽曲尾地区	間伐	13ha	
武石余里地区	間伐	33ha	
丸子鹿教湯温泉地区	間伐	25ha	

7 その他

(1) 市町村有林の経営に関する事項

上田市は現在人工林を中心に 6,033ha の森林を所有しており、人工林については、適切な時期に環境等に配慮した保育、間伐、主伐等を実施することとします。

また、木材の生産が可能な森林については、積極的に資源の有効利用を図るとともに、齢級の平準化を進めるために積極的な主伐などを進めていきます。

平成 28 年 4 月に上小管内の 4 市町村と長野県を加えた 5 団体で上小森林認証協議会を設立して森林認証（SGEC（エスジェック））を取得しました。令和 3 年度からは新たに信州上小森林組合を加えた 6 団体で森林認証の第 2 期目をスタートしました。

森林認証林では『木材の持続的生産をはじめとした、森林生態系の健全性、水源のかん養など公益的機能の高度発揮』等に配慮した持続可能な森林経営を進めることとします。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地の位置情報等は上田市のホームページの掲載されており、森林整

備や施設整備などによる形質変更等の防止を図ります

(3) マツタケ山の環境整備等に関する事項

上田市の主要な特産物であるマツタケについては、生産量の減少が深刻な状況となっています。

今後は、関係機関の協力をいただき、マツタケ山の環境整備に関する講習会などを開催することにより、所有者はもちろん地域住民の協働によるアカマツ林の適正な手入れと管理を行う体制づくりを推進し、マツタケ生産量の長期安定化を図ります。



武石財産区有林内での
武石小学生のマツタケ狩り

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和6年1月31日	協議会の開催	上田市林業振興協議会

2 公告・縦覧期間 令和6年2月1日～令和6年3月1日

3 計画書作成担当者

課	職	氏名	備考
森林整備課	課長	茅野 俊幸	
森林整備課・林業振興係	課長補佐兼係長	山崎 明也	
同上	主査	橋詰 祥樹	
同上	主査	竹澤 正臣	
同上	主事	藤原 空太	
森林整備課・森林整備係	課長補佐兼係長	松崎 博史	
同上	主査	米田 寛之	森林総合監理士
同上	主任	滝沢 芳行	
同上	主事	大日方 保輝	
同上	主事	前野 佑樹	
森林整備課	地域林政アドバイザー	杉沢 康博	
同上	同上	田中 信広	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
上田地域振興局	林務課普及林産係	課長補佐兼普及林産係長	山中 徹也	林業普及指導員
同上	同上	森林保護専門員	斉藤 方彦	森林総合監理士
同上	同上	主任	小池 一成	同上
同上	同上	技師	竹田 結美	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
広報掲載	令和6年4月	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

区分	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H26年	158,416	75,850	78,966	18,346	9,384	8,962	21,904	11,426	10,478	25,293	12,986	12,307	41,622	21,051	20,571	47,651	21,003	26,648
	R元年	157,143	76,987	80,156	19,270	9,861	9,409	22,824	10,758	10,404	26,942	13,770	13,172	41,237	20,853	20,384	47,112	20,679	26,433
	R5年	152,829	75,034	77,795	17,550	9,041	8,509	21,479	11,217	10,262	24,348	12,585	11,763	41,945	21,192	20,753	47,507	20,999	26,508
構成比 (%)	H26年	100.00	49.10	50.90	11.48	5.92	5.57	14.05	7.34	6.71	15.93	8.23	7.70	27.45	13.87	13.58	27.79	12.06	15.74
	R元年	100.00	48.99	51.01	12.26	6.28	5.99	14.32	7.52	6.85	17.14	8.76	8.38	26.24	13.27	12.97	29.98	13.16	16.82
	R5年	100.00	49.10	50.90	11.48	5.92	5.57	14.05	7.34	6.71	15.93	8.23	7.70	27.45	13.87	13.58	31.09	13.74	17.34

(出典：住民基本台帳；各年10月1日現在)

(2) 産業部門別就業者数等

区分	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不可能な産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
実数 (人)	H27年	77,729	3,80	159	3	3,964	25,4	—	45,379	2,943
	R2年	75,376	3,188	140	7	3,332	24,405	—	45,312	2,327
構成比 (%)	H27年	100	4.9	0.2	0.0	5.1	32.7	—	58.4	3.8
	R2年	100	4.2	0.2	0.0	4.4	32.4	—	60.1	3.1

(出典：上田市の統計（令和3年度版）)

2 土地利用区分別面積

区分	年次	総土地面積	農地				原野等			森林	水面 河川 水路	道路	宅地	その他
			計	田	畑	果樹園	計	原野	採草 放牧					
実数 (人)	H29	552.04	52.90	—	—	—	0.14	0.05	0.09	390.49	11.26	16.76	36.33	44.16
	R3	552.04	52.50	—	—	—	0.44	0.05	0.39	390.44	11.26	16.92	37.17	43.31
R3 構成比 (%)	H29	100.0	9.58	—	—	—	0.03	0.00	0.02	70.74	2.04	3.04	6.58	8.00
	R3	100.0	9.51	—	—	—	0.08	0.00	0.08	70.73	2.04	3.06	6.73	7.85

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。(出典：上田市の統計（令和3年度版）)

3 市町村における林業の位置付け

産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A) = (B) + (D) + (F) + (G) - (H)		652,505
内 訳	第1次産業 (B)	9,004
	うち 林業 (C)	-
	第2次産業 (D)	262,058
	うち 木材・木製品製造業 (F)	-
	第3次産業 (F)	378,909
輸入品の課税される税・関税 (G)		11,483
総資本形成に係る消費税 (H)		8,949

(出典：上田市の統計（令和3年度版でH30年数値）)

- (別紙1) 市町村森林整備計画概要図 公益的機能別森林区分図
- (別紙2) // 施業種別森林区分図
- (別紙3) // 一体整備相当区域区分図
- (別紙4) // 木材生産機能森林・効率施業森林・林道